
豊橋田原ごみ処理施設
整備・運営事業書
要求水準書
(素案)
【概要版】

令和 3 年 7 月

豊橋市・田原市

豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書
目 次

第 1 共通事項	4
1 要求水準書の構成	4
2 本要求水準書の位置づけ	6
3 計画概要	6
(1) 本事業の基本事項	6
(2) 施設整備の基本方針	8
(3) 設計・施工及び運営上の重点配慮事項	8
第 2 設計・建設業務	10
1 基本事項	10
(1) 建設用地	10
(2) 設計・建設業務の範囲	10
(3) ごみ焼却施設の基本条件	15
(4) リサイクル施設の基本条件	24
(5) 工事監理	27
(6) 現場管理	28
(7) 性能保証	28
(8) 契約不適合責任	28
(9) 正式引渡し	29
2 全体計画	29
(1) 準備工事等の実施	29
(2) 全体配置計画	29
(3) プラント排水の処理	30
(4) その他工事との調整	30
3 解体工事	30
(1) 解体工事の基本方針	30
(2) 解体工事の概要	31
4 準備工事	32
(1) 準備工事の基本方針	32
(2) 準備工事の概要	32
第 3 運営業務	34
1 総則	34
(1) 運営業務の概要	34
(2) 一般事項	35
(3) 対象廃棄物	36
(4) 運営業務条件	36
(5) 運営期間終了時の取扱い	37
(6) 資源物等に係る所掌範囲概念図	38
第 4 主灰等運搬業務（ストローカ式又は流動床式の場合）	39
1 総則	39
(1) 主灰等運搬業務の概要	39
(2) 一般事項	39
2 主灰等運搬業務の実施	40

(1) 主灰等運搬業務	40
第5 主灰等資源化業務（ストーカ式又は流動床式の場合）	41
1 総則	41
(1) 主灰等資源化業務の概要	41
(2) 一般事項	41
2 主灰等資源化業務の実施	42
(1) 主灰等資源化業務	42
添付資料1 用語の定義	43
添付資料2 ごみ焼却施設処理フロー（標準案）	47
添付資料3 リサイクル施設処理フロー（標準案）	49
添付資料4 配置平面図（標準案）	51

第 1 共通事項

1 要求水準書の構成

次に要求水準書の本編の構成を示す。

なお、二重枠で囲った箇所は、本概要版に示す事項である。

<p>第 1 共通事項</p> <p>1 本要求水準書の位置づけ</p> <p>(1) 記載事項の補足等</p> <p>(2) 設備設置の選択に係る取り扱い</p> <p>(3) 仕様記述方法の取り扱い</p> <p>(4) 添付資料の取り扱い</p> <p>(5) 契約金額の変更</p> <p>2 用語の定義</p>	<p>(2) 粗大ごみ処理施設</p> <p>(3) 豊橋市単独施設</p> <p>(4) 雑設備</p> <p>5 電気計装設備工事仕様</p> <p>(1) 電気設備</p> <p>(2) 計装設備</p> <p>6 土木・建築工事仕様</p> <p>(1) 計画基本事項</p> <p>(2) 建築工事</p> <p>(3) 土木工事、外構工事</p> <p>(4) 建築機械設備工事</p> <p>(5) 建築電気設備工事</p>
<p>3 計画概要</p> <p>(1) 本事業の基本事項</p> <p>(2) 施設整備の基本方針</p> <p>(3) 設計・施工及び運営上の重点配慮事項</p>	<p>7 解体工事</p> <p>(1) 解体工事の基本方針</p> <p>(2) 解体工事の概要</p> <p>(3) 法規制及び環境保全目標</p> <p>(4) 廃棄物の処理・処分</p> <p>(5) 汚染物質事前調査（第 1 期・第 2 期）</p> <p>(6) 施設解体工事仕様</p>
<p>第 2 設計・建設業務</p> <p>1 基本事項</p> <p>(1) 建設用地</p> <p>(2) 設計・建設業務の範囲</p> <p>(3) ごみ焼却施設の基本条件</p> <p>(4) リサイクル施設の基本条件</p> <p>(5) 関係法令等の遵守</p> <p>(6) 設計・建設の基本事項</p>	<p>8 準備工事</p> <p>(1) 準備工事の基本方針</p> <p>(2) 準備工事の概要（第 1 期・第 2 期）</p>
<p>(7) 工事監理</p> <p>(8) 現場管理</p> <p>(9) 性能保証</p> <p>(10) 契約不適合責任</p> <p>(11) 正式引渡し</p>	<p>第 3 運営業務</p> <p>1 総則</p> <p>(1) 運営業務の概要</p> <p>(2) 一般事項</p> <p>(3) 対象廃棄物</p> <p>(4) 運営業務条件</p> <p>(5) 運営期間終了時の取扱い</p>
<p>2 全体計画</p> <p>(1) 準備工事等の実施</p> <p>(2) 全体配置計画</p> <p>(3) プラント排水の処理</p> <p>(4) その他工事との調整</p>	<p>2 運営体制</p> <p>(1) 全体組織計画</p> <p>(2) 労働安全衛生・作業環境管理</p> <p>(3) 防火管理</p> <p>(4) 施設警備・防犯</p> <p>(5) 連絡体制</p> <p>3 運転管理業務</p> <p>(1) 運転管理体制</p> <p>(2) 運転条件</p> <p>(3) 対象廃棄物の受入</p> <p>(4) 搬入物の性状分析等</p> <p>(5) 搬入管理</p> <p>(6) 適正処理</p> <p>(7) 適正運転</p> <p>(8) 災害発生時等の協力</p> <p>(9) 処理不適物等の保管</p>
<p>3 ごみ焼却施設に係る機械設備工事仕様</p> <p>(1) 各設備共通仕様</p> <p>(2) 受入供給設備</p> <p>(3) 燃焼、熔融設備</p> <p>(4) 燃焼ガス冷却設備</p> <p>(5) 排ガス処理設備</p> <p>(6) 余熱利用設備</p> <p>(7) 通風設備</p> <p>(8) スラグ等処理設備</p> <p>(9) 飛灰処理設備</p> <p>(10) 給水設備</p> <p>(11) 排水処理設備</p> <p>(12) 雑設備</p> <p>4 リサイクル施設に係る機械設備工事仕様</p> <p>(1) 各設備共通仕様</p>	

<ul style="list-style-type: none"> (10) 運営対象施設外への搬出 (11) 搬出物の性状分析等 (12) 運転計画の作成 (13) 運転管理業務 (14) 運転管理記録の作成 (15) 教育訓練 (16) 試運転期間中の運転管理 (17) 各種基準値を満足できない場合の対応 <p>4 維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 備品・什器・物品・用役の調達 (2) 備品・什器・物品・用役の管理 (3) 施設の機能維持 (4) 点検・検査計画 (5) 点検・検査の実施 (6) 補修に関する考え方 (7) 補修計画の作成 (8) 補修の実施 (9) 施設の保全 (10) 機器更新 (11) 改良保全 (12) 精密機能検査 (13) 安全管理審査等 (14) 長寿命化総合計画の作成 <p>5 環境管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境保全基準 (2) 環境保全計画 (3) 作業環境管理基準 (4) 作業環境管理計画 <p>6 有効利用業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) エネルギーの有効利用 (2) 主灰等の外部資源化 (3) 資源物等の資源化 (4) 処理不適物等の適正処分 <p>7 情報管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 運転記録報告 (2) 点検・検査報告 (3) 補修・更新報告 (4) 環境管理報告 (5) 作業環境管理報告 (6) 有効利用報告 (7) 施設情報管理 (8) その他管理記録報告 (9) 業務連絡会議 <p>8 防災管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災対策 (2) 二次災害の防止 (3) 消防計画等の整備 (4) 緊急対応の作成 	<ul style="list-style-type: none"> (5) 自主防災組織の整備 (6) 防災訓練の実施 (7) 事故報告書の作成 <p>9 関連業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 清掃 (2) 除雪 (3) 植栽管理業務 (4) 見学者対応等 (5) 市民への対応 (6) 環境への配慮 (7) ホームページの運用 <p>10 市の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本事業において市の実施する業務 (2) モニタリングの実施 <p>第4 主灰等運搬業務 (ストーカ式又は流動床式の場合)</p> <p>1 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 主灰等運搬業務の概要 (2) 一般事項 <p>2 主灰等運搬業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 全体組織計画 (2) 労働安全衛生・作業環境管理 (3) 防災管理 (4) 連絡体制 <p>(5) 主灰等運搬業務</p> <p>3 その他関連業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境管理業務 (2) 情報管理業務 <p>4 市の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本事業において市の実施する業務 (2) モニタリングの実施 <p>第5 主灰等資源化業務 (ストーカ式又は流動床式の場合)</p> <p>1 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 主灰等資源化業務の概要 (2) 一般事項 <p>2 主灰等資源化業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 全体組織計画 (2) 労働安全衛生・作業環境管理 (3) 防災管理 (4) 連絡体制 <p>(5) 主灰等資源化業務</p> <p>3 その他関連業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境管理業務 (2) 情報管理業務 <p>4 市の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本事業において市の実施する業務 (2) モニタリングの実施
--	--

2 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、豊橋市（以下「市」という。）及び田原市が実施する豊橋田原ごみ処理施設（ごみ焼却施設及びリサイクル施設を含む。）（以下「本施設」という。）の設計・建設及び運営を行う「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業（以下、「本事業」という。）」について、市が見積参加者に対して要求する仕様やサービスの水準を示している。

なお、本事業の要求水準を満足することを前提として、創意工夫を發揮した自由な提案やそれを上回る提案を妨げるものではない。

また、本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備、業務等については、本要求水準書等に明記されていない事項であっても事業者の責任において全て完備し、遂行する。

3 計画概要

(1) 本事業の基本事項

ア 本事業の目的

一般廃棄物（ごみ）の処理は、市町村固有の事務とされ、市民の健康で文化的な生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図る上で極めて重要な事業である。

一方、一般廃棄物処理事業の目的は、これまでの生活環境の保全や公衆衛生の向上、ダイオキシン類対策をはじめとする公害防止という段階をさらに進め、循環型社会の形成や地球温暖化防止等を目指すものとなっている。

さらに、一般廃棄物処理事業を取り巻く環境は、ごみ処理に関する公共事業のコスト縮減、リサイクルの推進、環境負荷の軽減などのごみ処理問題を単独の自治体で解決することが困難なことから、国や県によってごみ処理の広域化が推進され、豊橋市及び田原市との間で「豊橋田原ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみの共同処理を進めていくこととした。

このような状況を踏まえ、市及び田原市はごみの減量やリサイクル、適正処理に積極的に取り組み、安心して暮らすことができるまち「豊橋田原」をともに目指し、将来の世代に向けて引き継いでいくことを基本理念として、本事業で新たなごみ焼却施設、リサイクル施設の整備を進めているところであり、多様化する時代のニーズに対応した新たなごみ処理システムの整備を行い、市民サービスの向上と経済性を追求した運営・維持管理を目指すものである。

イ 事業名

豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業

ウ 事業期間

事業期間は、特定事業契約締結日から令和 30 年 3 月 31 日までの約 25 年間とする。

エ 業務の構成

本事業は、主として次に掲げる 2 つの業務から構成される。各業務の諸元は、次の各号のそれぞれに示すとおりとする。

(ア) 施設の設計・建設に係る業務

- | | |
|--------|--|
| a 工事名 | 豊橋田原ごみ処理施設建設工事 |
| b 建設場所 | 豊橋市豊栄町地内 |
| c 工事内容 | 本施設の設計・建設（解体工事、準備工事を含む） |
| d 工期 | 特定事業契約締結日から令和 14 年 3 月 15 日まで
ごみ焼却施設の引渡し：令和 10 年 3 月 15 日
リサイクル施設の引渡し：令和 14 年 3 月 15 日まで |

(イ) 本施設の運営・維持管理に係る業務

- a 委託名 豊橋田原ごみ処理施設運営業務委託
- b 委託内容 本施設の運営、運転管理、点検・検査・補修・更新・用役管理等
- c 期間 ごみ焼却施設の引渡しの日の翌日から令和 30 年 3 月 31 日まで
ごみ焼却施設の運営開始日：ごみ焼却施設の引渡しの日の翌日
リサイクル施設の運営開始日：リサイクル施設の引渡しの日の翌日

オ 本事業の対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

カ 公共施設の管理者

豊橋市長 浅井 由崇

キ 事業方式

本事業は、市及び田原市の所有となる本施設の設計・建設及び運営に係る業務を事業者が一括して行う DBO (Design Build Operate) 方式にて実施する。

落札者は、単独又は共同企業体を設立し、本施設の設計・建設に係る業務（以下「設計・建設業務」という。）を行う。

落札者の構成員は、特別目的会社（SPC）を設立し、20 年の運営期間にわたって、本施設の運営・維持管理に係る業務（以下「運営業務」という。）を行う。なお、市及び田原市は、本施設を 30 年間にわたって使用する予定であり、事業者は 30 年間の使用を前提として各業務を行う。

市及び田原市は、本施設の建設に係る資金調達を行い、本施設を所有する。

ク 敷地の範囲、工事範囲及び業務範囲

(ア) 敷地の範囲

市が所有する敷地の範囲と関連する施設は、「添付資料 4 配置平面図（標準案）」のとおりである。

(イ) 工事範囲

工事範囲は、「添付資料 4 配置平面図（標準案）」に示すとおりである。

(ウ) 業務範囲

業務範囲は「表 1-1 業務範囲」に示すとおりである。

表 1-1 業務範囲

	設計・建設業務の範囲	運営業務の範囲
広域処理（豊橋市単独施設以外）	全ての設計・建設	全ての運営 (受付・計量、プラットホームでの搬入管理を除く)
豊橋市単独処理（豊橋市単独施設）	全ての設計・建設	運営の一部

(2) 施設整備の基本方針

市では、本施設における施設整備の基本方針を以下のとおり定めている。本施設の設計・建設業務の履行においては、本事業の特性である設計・建設業務と運營業務を一体として事業者で計画する特徴を活かし、より効果的に以下の基本方針を実現できるよう配慮する。

ア 市民の生活を守る安全・安心で安定した稼働ができる施設

- (ア) 事故やトラブル等がない安全性に優れた信頼性の高い施設
- (イ) 建物等の強靱化を図り、災害時に安定してごみ処理ができる施設
- (ウ) ごみ量の長期的変動や多様なごみ質に対応できる施設

イ 環境負荷を低減する環境にやさしい施設

- (ア) 最新・最善の環境保全技術を用いた施設
- (イ) 温室効果ガスや有害物質の発生を抑えられる施設
- (ウ) 最終処分場の負荷低減が図られる施設

ウ エネルギーと資源の有効活用を推進する施設

- (ア) 持続可能な資源循環型社会の構築に向けて、3Rを推進する施設
- (イ) 焼却処理で発生する熱エネルギーの積極的な有効活用
- (ウ) エネルギー供給の安定性や資源物の回収性に優れた施設

エ 地域に開かれ、親しまれる施設

- (ア) わかりやすい環境学習の場として、地域に開かれた施設
- (イ) 建物のデザインを含め、周辺環境や景観との調和に配慮した施設

オ 経済性に優れた施設

- (ア) イニシャルコスト・ランニングコストを低減する施設
- (イ) 施設の長寿命化に対応できる施設

(3) 設計・施工及び運営上の重点配慮事項

ア 市民の生活を守る安全・安心で安定した稼働ができる施設関連

- (ア) 本事業は、豊橋市資源化センター敷地内での建設工事となるため、既存施設の機能を維持する上で必要な仮設、移転及び改修（以下「準備工事」という。）を適切な準備、工程の下に行い、既存施設の運営に支障のないようごみ焼却施設、リサイクル施設を設計・建設する。工事手順としては、まず、準備工事としてケーブル・配管の仮設、移設及び切回し工事を行うと共にリサイクルプラザ棟（一部残置管理棟を含む）を改修し、管理棟機能を移転することで管理棟を解体撤去し、その跡地に仮設計量棟を設置する。

また、リサイクルプラザ駐車場とスラグ貯留ヤードを改修し、ごみ焼却施設の建設範囲となる家庭持込ごみ受入ヤード及び工作室・備品庫の機能を移転することで資源化センター東工場棟の一部を解体撤去する。併せて、洗車棟、車庫棟及び各種水槽を解体撤去し、その跡地にごみ焼却施設を設計・建設し運営する。

次に、西工場棟及び場外施設へのケーブル・配管の仮設、移設及び切回し工事を行い、資源化センター東工場棟を解体撤去し、その跡地に粗大ごみ処理施設及び市単独施設を設計・建設し運営する。

- (イ) ごみ焼却施設は2炉構成とするが、市及び田原市にとって唯一のごみ焼却施設となることから、長期的な施設の安全・安定稼働を確保するため、以下の事項に配慮して設計・建設する。

a ごみ貯留量の変動への対応

休炉整備時や災害時の緊急受入などによるごみ貯留量の変動に対して、ごみピット容量の確保など安定的なごみ処理ができるような対策を講じる。

b 強靱なシステムの構築

プラントの中核となる設備や動作環境の厳しい設備については、故障事例などを踏まえ、耐久性や故障防止対策を講ずるなど、ごみ処理の安全性に配慮した強靱なシステムを構築する。

c 適切な運転管理の実施

安定した連続稼働を確保するための運転管理値や点検整備内容等を取りまとめた業務マニュアルや業務計画書、並びに予防保全を踏まえた維持管理計画書等を作成し遵守するとともに、運営期間を通して安定した運転管理及び維持管理を遂行する。

- (ウ) 焼却処理が必要となった防疫品（インフルエンザの感染鳥等）に対し、衛生的にホップステージに直接運搬し、ごみ投入ホップへ直接投入できるようにする。ごみクレーンに設置する荷揚げ用のホイストとの兼用や独立した受入供給設備の設置も可とする。

イ 環境負荷を低減する環境にやさしい施設関連

- (ア) 余熱利用設備の発電効率の向上や省エネルギー設備の積極的な導入により施設の温室効果ガス排出量の削減を図る。
- (イ) 主灰の外部資源化やスラグ、メタル等の回収・資源化を積極的に行い、最終埋立処分量の削減を図る。

ウ エネルギーと資源の有効活用を推進する施設関連

- (ア) 余熱利用設備におけるエネルギー回収率が 22%以上となるようにシステムを構築する。発電効率の算定は「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」（令和 3 年 4 月改定、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）による。
- (イ) リサイクル施設は、持続的な資源循環が可能となる資源物の回収を基本とし、事業者は、市及び田原市が行う資源物の事前選別・回収後の破碎対象物に含まれる鉄、アルミ等の資源化に努める。
- (ウ) 資源物の回収や主灰の外部資源化においては、経済性を考慮したうえで有効利用を図る。

エ 地域に開かれ、親しまれる施設関連

- (ア) 建設・運營業務の実施に当たって、下請負人等を選定する際は、地元雇用及び地元企業（市及び田原市内に本店を有する者）の中から選定するよう努める。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に地元企業を活用するよう努める。
- (イ) 本施設の景観デザインに際して、関係法令等を遵守するとともに、周辺環境との調和、親しみやすさ、明るく清潔なイメージ、機能性などに配慮した施設を設計・建設する。

第2 設計・建設業務

1 基本事項

(1) 建設用地

ア 土地利用規制

- | | |
|------------|--|
| (ア) 都市計画区域 | 都市計画区域内（市街化調整区域）
（「廃棄物総合処理施設」として平成15年度都市計画決定） |
| (イ) 用途地域 | 指定なし |
| (ウ) 防火地区 | 指定なし |
| (エ) 高度地区 | 指定なし |
| (オ) 建ぺい率 | 60%以内 |
| (カ) 容積率 | 200%以内 |
| (キ) 緑地面積率 | 25%以上 |
| (ク) 高さの制限 | 建築基準法による斜線制限あり |
| (ケ) 日影規制 | 建築基準法による規制あり |
| (コ) その他 | 特になし |

イ 敷地周辺設備

(ア) 電気

電気事業者所有の引込用鉄塔から、特別高圧方式にて引き込みを行う。

(イ) 用水

生活用水は上水、プラント用水は工水（東三河工業用水道）、井水とする。

(ウ) 排水

プラント排水及び生活排水は、場内で処理後、極力場内で再利用し、余剰分を公共用水域への放流とする。

雨水排水は、構内雨水集排水設備を通じて、雨水取合柵に接合し、調整池への放流とする。

(エ) 電話・通信

電話及びインターネット配線は、指定の位置より引き込むこと。

(オ) 燃料

燃料は、灯油等とし提案を可とするが、本施設で使用する液体燃料はできるだけ統一する。
ガスはLPGとする。

(2) 設計・建設業務の範囲

ア 設計・建設業務の概要

(ア) 準備工事

- a 場内外引込ケーブル・配管切回し
- b 管理棟付帯設備移設、ケーブル・配管切回し
- c 計量棟付帯設備移設、ケーブル・配管切回し
- d スラグ貯留ヤード改修、付帯設備移設、ケーブル・配管切回し（工作室機能移転）
- e リサイクルプラザ棟改修、付帯設備移設、ケーブル・配管切回し（管理棟機能移転）
- f 仮設計量棟設置、付帯設備移設、ケーブル・配管切回し
- g 仮設駐車場設置
- h リサイクルプラザ駐車場改修（家庭持込ごみ受入ヤード機能移転）
- i 仮設車両動線整備
- j 仮設防火水槽設置

- k 西工場棟引込ケーブル・配管切回し
- l 場外引込みケーブル・配管切回し
- m 場内設備改修、ケーブル・配管切回し
- (イ) 解体工事
 - a 管理棟解体撤去、管理棟屋上太陽光パネル撤去
 - b 計量棟、東工場棟一部、洗車棟、車庫棟、防火水槽、放流水槽、建築雑排水槽、建築汚水槽、No. 1 井戸設備、飲料水前処理装置解体撤去
 - c 東工場棟、スラグ貯留ヤード、温室電力配電盤、温室蒸気供給設備、仮設防火水槽、仮設計量棟、仮設駐車場解体撤去
- (ウ) 新設工事
 - a ごみ焼却施設建設
 - b 粗大ごみ処理施設建設
 - c 豊橋市単独施設建設
 - d スラグ用ストックヤード建設（シャフト炉式ガス化溶融炉、流動床式ガス化溶融炉又はキルン式ガス化溶融炉の場合）
 - e 管理棟建設
 - f 計量棟建設
 - g 外構・関連設備・車両動線整備
- (エ) 建設工事に係る各種調査・対策
 - a 土壌汚染対策法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染調査・対策・手続き
 - b アスベスト含有パッキン・保温材等調査
 - c 微量 PCB 含有のおそれのあるコンデンサ等電気機器類の調査・一時保管
 - d ダイオキシン類調査・対策・手続き
 - e 地質調査
 - f 関連する外構・場内サイン工事の設計
 - g 建設工事に係る調査・設計

イ 設計・建設業務に係る条件

- (ア) 設計・建設を行う施設

設計・建設を行う本施設の内容は次のとおりとする。

 - a ごみ焼却施設
 - b リサイクル施設
 - (a) 粗大ごみ処理施設
 - (b) 豊橋市単独施設
 - c 管理棟
 - d 計量棟
 - e スラグ用ストックヤード（シャフト炉式ガス化溶融炉、流動床式ガス化溶融炉又はキルン式ガス化溶融炉の場合）
 - f スtockヤード
 - g 特高開閉所（特高変圧器を含む。）
 - h 洗車場
 - i 駐車場
 - j 構内通路
 - k 門扉・圍障

- l 植栽
- m 構内給排水設備・構内照明設備
- n その他関連する施設や設備
- (イ) ごみ焼却施設の基本条件
 - a 処理能力
 - 計画ごみ質の範囲で 417t/日 (208.5t/24h×2 炉) の処理能力を有する。
 - b 処理方式
 - (a) 焼却方式+主灰等の外部資源化
 - i) ストーカ式 (主灰の外部資源化)
 - ii) 流動床式 (飛灰の外部資源化)
 - (b) ガス化溶解方式 (一体型)
 - i) シャフト炉式ガス化溶解炉
 - (c) ガス化溶解方式 (分離型)
 - i) 流動床式ガス化溶解炉
 - ii) キルン式ガス化溶解炉
 - c 稼働条件
 - 1 炉当たり年間 280 日以上の稼働を可能とする。
 - d 処理条件
 - ごみ焼却施設における処理フローの標準案は、「添付資料 2 ごみ焼却施設処理フロー (標準案)」のとおりとする。
 - 各処理方式における処理フロー上の条件は次のとおりとする。
 - (a) 焼却方式+主灰等の外部資源化
 - i) ストーカ式 (主灰の外部資源化)
 - 粗大ごみ処理施設で発生する破碎残さを焼却処理することで、破碎残さ中に含まれる可燃物の減容化を図る。
 - 主灰から選別した磁性物 (焼き鉄) の資源化が困難な場合、事業者が処分を行う。また、外部資源化の受け入れ条件によって、磁性物の選別処理装置の設置は提案による。飛灰は、最終処分場で埋立処分とする。
 - ii) 流動床式 (飛灰の外部資源化)
 - 粗大ごみ処理施設で発生する破碎残さを焼却処理することで、破碎残さ中に含まれる可燃物の減容化を図る。
 - 焼却炉から排出される、不燃物、砂、金属類は極力資源化し、最終処分量を削減する。なお、資源化が難しい不燃物等は、粗大ごみ処理施設にて極力資源化を図るものとし、資源化が困難な場合には、処理不適物として市の最終処分場に埋立処分することを可とする。ただし、金属類は、資源化が困難な場合には、事業者が処分を行う。
 - (b) ガス化溶解方式 (一体型)
 - i) シャフト炉式ガス化溶解炉
 - 粗大ごみ処理施設で発生する破碎残さを溶解処理することで、スラグやメタルとしての回収を図る。
 - 事前選別・回収後の破碎対象物について、粗大ごみ処理施設にて金属類の選別、回収を行わず、溶解処理することで、スラグとメタルとして回収することを可とする。
 - 飛灰は、最終処分場で埋立処分とする。
 - (c) ガス化溶解方式 (分離型)
 - i) 流動床式ガス化溶解炉
 - 粗大ごみ処理施設で発生する破碎残さを熱分解炉にて熱分解処理することで、破碎残

さ中に含まれる可燃分の減容化を図る。

熱分解炉から発生する処理不適物を溶融処理することでスラグとしての回収を図ることを可とする。

事前選別・回収後の破碎対象物について、粗大ごみ処理施設にてアルミ選別を行わず、粗大ごみ処理施設の破碎残さとして受け入れ、熱分解炉にてアルミを回収することを可とする。

また、ガス化炉から排出される、不燃物、砂、金属類は極力、資源化し最終処分量を削減する。なお、資源化が難しい不燃物等は、粗大ごみ処理施設にて極力資源化を図るものとし、資源化が困難な場合には、処理不適物として市の最終処分場に埋立処分することを可とする。ただし、金属類は、資源化が困難な場合には、事業者が処分を行う。

飛灰は、最終処分場で埋立処分とする。

ii) キルン式ガス化溶融炉

粗大ごみ処理施設で発生する破碎残さを熱分解炉にて熱分解処理することで、破碎残さ中に含まれる可燃分の減容化を図る。

熱分解炉から発生する処理不適物を溶融処理することでスラグとしての回収を図ることを可とする。

事前選別・回収後の破碎対象物について、粗大ごみ処理施設にてアルミ選別を行わず、粗大ごみ処理施設の破碎残さとして受け入れ、熱分解炉にてアルミを回収することを可とする。

また、ガス化炉から排出される、不燃物、金属類は極力、資源化し最終処分量を削減する。なお、資源化が難しい不燃物等は、粗大ごみ処理施設にて極力資源化を図るものとし、資源化が困難な場合には、処理不適物として市の最終処分場に埋立処分することを可とする。ただし、金属類は、資源化が困難な場合には、事業者が処分を行う。

飛灰は、最終処分場で埋立処分とする。

(ウ) リサイクル施設の基本条件

a 処理能力

粗大ごみ処理施設の処理能力は、36 t/日とする。

ごみ焼却施設にて金属類の回収を行う場合は、処理能力の提案を可とする。

b 処理方式

(a) 粗大ごみ処理施設

ごみ焼却施設にて金属類の回収を行う場合は、一部の設備を有する施設とする提案を可とする。

i) 破碎設備（粗大ごみ）

粗破碎＋細破碎＋磁力選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別＋金属圧縮成型＋保管

※粗破碎以降は不燃ごみと共用、可燃性粗大ごみは粗破碎のみ。

ii) 破碎設備（不燃ごみ）

破袋＋異物除去＋粗破碎＋細破碎＋磁力選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別＋金属圧縮成型＋保管

(b) 豊橋市単独施設

i) 破碎設備（危険ごみ）

（蛍光管） 手破袋＋手選別＋蛍光管破碎＋ドラム缶詰め＋保管

（有水銀類） 手破袋＋手選別＋ドラム缶詰め＋保管

（スプレー缶） 手破袋＋手選別＋機械破孔＋粗破碎（破碎鉄ストックヤードへ）

- (針類・刃物類) 手破袋+手選別 (未破碎鉄ストックヤードへ)
- (ライター) 手破袋+手選別+破碎+粗破碎 (不燃ごみ処理系へ)
- ii) 破碎設備 (剪定枝等)
 - (チップ化) 破碎+保管
 - (膨潤化) 破碎+膨潤+保管
- iii) 受入選別設備
 - (家庭持込ごみ) 手選別+コンテナ (各処理系へ)
- iv) 保管設備 (布類、羽毛布団、自転車、未破碎鉄)
 - (布類) 保管
 - (羽毛布団) 保管
 - (自転車) 保管
 - (未破碎鉄) 保管
- v) 保管設備 (スプリング入りマットレス等)
 - (スプリング入りマットレス等) 重機解体+保管

c 稼働条件

年間 240 日以上の稼働を可能とする。

d 処理条件

リサイクル施設における処理フローの標準案は、「添付資料 3 リサイクル施設処理フロー (標準案)」のとおりとする。なお、資源の有効利用を図るため、市及び田原市は、小型家電及び金属類を事前選別・回収する。

各処理ラインにおける処理フロー上の条件は以下のとおりとする。なお、以下の不燃ごみ処理ラインに示す条件の下で、ごみ焼却施設で金属類の回収を行う場合は、各処理フローに採用する設備の他、組合せや順序等について提案を可とする。

(a) 粗大ごみ処理施設

i) 粗大ごみ処理ライン

粗大ごみ受入ヤードでは、オイルヒーターからのオイルの抜き取りや石油ストーブからの灯油の抜き取り等、処理に対する安全配慮上必要な処置や安定処理等に配慮した前処理を行う。

粗大ごみ受入ヤードに貯留されている可燃粗大ごみの粗破碎機への投入は、市が調達する重機 (ショベルローダ等) を用いる方法とする。豊橋市単独施設から移動運搬する可燃性粗大ごみの粗破碎機への投入は、コンテナダンピングとする。粗大ごみ受入ヤードに貯留されている不燃性粗大ごみの不燃粗大ごみピットへの投入はダンピングボックスを基本とする。

ii) 不燃ごみ処理ライン

ごみ焼却施設に「流動床式」、「流動床式ガス化溶融炉」や「キルン式ガス化溶融炉」を採用し、焼却炉及び熱分解炉にてアルミを回収する場合に限り、破碎アルミを粗大ごみ処理施設内で選別せずに破碎残さとしてごみ焼却施設に搬送する方法も可とする。

ごみ焼却施設に「シャフト炉式ガス化溶融炉」を採用し、事前選別・回収後の破碎対象物について、粗大ごみ処理施設で金属類の選別、回収を行わず、溶融処理することで、スラグとメタルとして回収することを可とする。

破碎物磁選機の後段の破碎鉄、破碎アルミの選別方法については、採用する設備の他、組合せや順序等について提案を可とする。

(b) 豊橋市単独施設

i) 危険ごみ処理ライン

危険ごみ処理ヤードに搬入される危険ごみ（蛍光管、有水銀類、スプレー缶、ライター、針類・刃物類）については、全て危険ごみ処理ヤード上にて手破袋を行い、必要な処理を行う。

スプレー缶処理機にて穴開けしたスプレー缶については、破碎鉄貯留ヤードへの移動運搬を基本とするが、不燃ごみ粗破碎機その他、破碎処理が可能な適切な場所への投入を可とする。

ii) 剪定枝等処理ライン

剪定枝を処理（チップ化）するための受入貯留ヤード、破碎設備・膨潤設備及びそれぞれの製品貯留ヤードを設置する。

iii) 受入選別ライン

受入選別ヤードに搬入される家庭持込ごみについては、全て受入選別ヤード上にて手破袋を行い、分別区分ごとに土間積置又はコンテナにより一時保管する。

ウ 建設事業者の業務概要

建設事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、本要求水準書に従って本施設の設計・建設業務を行う。建設事業者が行う業務（以下「本業務」という。）の概要は以下のとおりとする。

- a 事前調査
- b 既存施設残置廃棄物の撤去
- c 建設用地における本施設の配置
- d 本施設の設計及び建設
- e 関連設備の整備等
- f 環境影響評価書の遵守
- g 官公署等への申請
- h 地元雇用や地元企業の活用
- i 周辺住民同意の取得等の住民対応
- j ホームページの開設
- k 運営事業者への本施設の運転、維持管理、保守に係る指導
- l 本事業の実施に必要な部品の供給業務及び本施設の運営への協力
- m 法定資格者の配置
- n その他本事業に必要な全ての業務
- o 建物内備品等の調達

エ 市の業務概要

- (ア) 敷地の確保
- (イ) 環境影響評価手続き
- (ウ) 業務実施状況のモニタリング
- (エ) 建設費の支払
- (オ) 周辺住民同意の取得等の住民対応
- (カ) 本事業に必要な行政手続き
- (キ) その他これらを実施する上で必要な業務

(3) ごみ焼却施設の基本条件

ア 処理対象物の種類

- (ア) 可燃ごみ
- (イ) 破碎残さ
- (ウ) リサイクル残さ
- (エ) 掘り起こしごみ
- (オ) 焼却対象災害廃棄物（非定常的に発生）
- (カ) 防疫品等

イ 計画処理量

計画処理量は、「表 2-1 計画処理量」に示すとおりとする。

表 2-1 計画処理量（令和 9 年度）

区分		計画処理量
焼却処理量（定常）		107,360 t/年
可燃ごみ（家庭系）		49,659 t/年
可燃ごみ（事業系）		40,110 t/年
破砕残さ		8,934 t/年
リサイクル残さ		7,357 t/年
掘り起こしごみ		1,300 t/年
焼却処理量（非定常）		— t/年
焼却対象災害廃棄物		— t/年
防疫品等		— t/年

ウ 計画ごみ質

計画ごみ質は、「表 2-2 焼却対象ごみの計画ごみ質」、「表 2-3 焼却対象ごみの元素組成（基準ごみ質）」、「表 2-4 焼却対象ごみの種類組成」のとおりとする。なお、元素組成の低質ごみ及び高質ごみは、建設事業者の提案により設定する。

表 2-2 焼却対象ごみの計画ごみ質

		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
低位発熱量	kJ/kg	7,300	10,400	13,600	
三成分	水分	%	41.9	40.4	38.8
	灰分	%	13.9	9.3	4.7
	可燃分	%	44.2	50.3	56.5
単位体積重量	kg/m ³	199	147	94	

表 2-3 焼却対象ごみの元素組成（基準ごみ質）

炭素	水素	窒素	硫黄	塩素	酸素
57.99	8.41	1.04	0.12	0.56	31.88

表 2-4 焼却対象ごみの種類組成

紙・布類	ビニール・合成樹脂・ ゴム・皮革類	木・竹・ワラ類	厨芥類	不燃物類	その他
31.93	21.93	26.26	13.62	1.92	4.34

エ ごみ搬入日及び受付時間

搬入日及び受付時間は、原則以下のとおりとする。

- (ア) 収集ごみ（直営車、委託車）：毎週 月曜日から土曜日（祝日含む。）
9時00分～12時00分、13時00分～16時00分
- (イ) 事業系ごみ（事業系持込車）：毎週 月曜日から金曜日（祝日含む。）
9時00分～12時00分、13時00分～16時00分
- (ウ) 直接持込ごみ（家庭系持込車）：毎週 月曜日から金曜日（祝日除く。）
9時00分～12時00分、13時00分～16時00分
- (エ) 原則、年末・年始休業日を12月31日～1月3日とする。

オ 年間稼働日数及び稼働時間

- (ア) 1日24時間連続運転とし、年間稼働日数は1炉280日以上とする。また、系列それぞれにおいて90日以上連続運転が可能なものとする。
- (イ) 運営事業者は、施設引渡し後1年以内に系列それぞれにおいて90日以上連続運転の確認を行う。

カ 主要設備方式

(ア) 運転方式

1炉1系列で構成し、定期補修時及び定期点検時においては、他系列は原則として常時運転できるものとし、共通する部分を含む設備の補修作業の安全が確保されるよう考慮する。

(イ) 設備方式

仕様の概要は「表 2-5 主たるごみ焼却施設の仕様概要」のとおりとする。なお、必要に応じた選定とする。

表 2-5 主たるごみ焼却施設の仕様概要

設備名	仕様概要
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼・溶融設備	ストーカ式（主灰の外部資源化）、流動床式（飛灰の外部資源化）、シャフト炉式ガス化溶融炉、流動床式ガス化溶融炉又はキルン式ガス化溶融炉
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん器、乾式有害ガス除去設備、活性炭吹込設備、触媒脱硝装置及び無触媒脱硝装置の両方又はいずれか
余熱利用設備	発電、場内給湯、場外蒸気供給（りすば豊橋）
通風設備	平衡通風方式
スラグ等処理設備	スラグ冷却 水砕方式 スラグ貯留 ヤード方式 メタル貯留 バンカ方式又はピット方式
飛灰処理設備	飛灰薬剤処理方式又は乾灰搬出方式（飛灰の外部資源化） 飛灰貯留 バンカ方式又はピット方式
排水処理設備	プラント排水・生活排水を対象 処理後極力再利用し、余剰分は公共用水域へ放流
電気設備	特別高圧受電
計装設備	分散型自動制御システム方式（DCS）
貯留・搬出設備	スラグ用ストックヤード、回収金属ストックヤード等

キ 焼却溶融条件

- (ア) 燃焼室出口温度
850℃以上
- (イ) 上記燃焼温度でのガス滞留時間
2秒以上
- (ウ) 溶融温度
被溶融物を完全に溶融可能な温度
- (エ) 煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度
30ppm以下 (O₂12%換算値の4時間平均値)
- (オ) 安定燃焼
100ppmを超えるCO濃度瞬時値のピークを極力発生させないこと
- (カ) 熱しゃく減量
5%以下 (ストーカ式における主灰)

ク 公害防止基準

- (ア) 排ガス基準
煙突出口において、「表 2-6 排ガス基準」に示す基準値以下とする。

表 2-6 排ガス基準

項目	基準値	
ばいじん	0.01 g/m ³ N	(O ₂ 12%換算値)
塩化水素	65 mg/m ³ N	(O ₂ 12%換算値)
硫酸化合物	20 ppm	(O ₂ 12%換算値)
窒素化合物	50 ppm	(O ₂ 12%換算値)
ダイオキシン類	0.01 ng-TEQ/m ³ N	(O ₂ 12%換算値)
水銀濃度	30 μg/m ³ N	(O ₂ 12%換算値)

(イ) 排水に関する基準

a 排水基準

プラント排水は、「表 2-7 排水基準」の基準値以下とする。

表 2-7 排水基準

項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。

項目	基準値
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10 mg/L
ふっ素及びその化合物	8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量	25 mg/L (日間平均20mg/L)
化学的酸素要求量	25 mg/L (日間平均20mg/L)
浮遊物質量	30 mg/L (日間平均20mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質量含有量	2 mg/L
抽出物質含有量	10 mg/L
フェノール類含有量	0.5 mg/L
銅含有量	1 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均60mg/L)
リン含有量	16 mg/L (日間平均8mg/L)

b 総量規制基準

プラント排水は、「表 2-8 排水基準 (総量規制基準)」の基準値以下とする。

表 2-8 排水基準（総量規制基準）

<p>化学的酸素要求量の総量規制基準</p> $L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \cdot 10^{-3}$ <p>L_c = 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)</p> <p>C_{c_j} = 30 (化学的酸素要求量 (mg/L))</p> <p>C_{c_i} = 30 (化学的酸素要求量 (mg/L))</p> <p>C_{c_o} = 30 (化学的酸素要求量 (mg/L))</p> <p>Q_{c_j} = 平成3年7月1日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m³/日)</p> <p>Q_{c_i} = 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m³/日)</p> <p>Q_{c_o} = 特定排出水の量 (m³/日) (Q_{c_j}、Q_{c_i} を除く)</p> <p>窒素含有量の総量規制基準</p> $L_n = (C_{n_i} \cdot Q_{n_i} + C_{n_o} \cdot Q_{n_o}) \cdot 10^{-3}$ <p>L_n = 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)</p> <p>C_{n_i} = 20 (窒素含有量 (mg/L))</p> <p>C_{n_o} = 25 (窒素含有量 (mg/L))</p> <p>Q_{n_i} = 平成14年10月1日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m³/日)</p> <p>Q_{n_o} = 特定排出水の量 (m³/日) (Q_{n_i} を除く)</p> <p>りん含有量の総量規制基準</p> $L_p = (C_{p_i} \cdot Q_{p_i} + C_{p_o} \cdot Q_{p_o}) \cdot 10^{-3}$ <p>L_p = 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)</p> <p>C_{p_i} = 1 (りん含有量 (mg/L)) (平均排水量400m³/日以上)</p> <p>= 1.5 (りん含有量 (mg/L)) (平均排水量400m³/日未満)</p> <p>C_{p_o} = 1 (りん含有量 (mg/L)) (平均排水量400m³/日以上)</p> <p>= 2.5 (りん含有量 (mg/L)) (平均排水量400m³/日未満)</p> <p>Q_{p_i} = 平成14年10月1日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m³/日)</p> <p>Q_{p_o} = 特定排出水の量 (Q_{p_i} を除く) (m³/日)</p>
--

(ウ) 騒音基準

工場棟が定格負荷運転時に敷地境界線上において、「表 2-9 騒音基準」の基準値以下とする。

表 2-9 騒音基準

項目	昼間 (午前8時から午後7時まで)	朝、夕 (午前6時から午前8時まで) (午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の 午前6時まで)
基準値	55 dB (A)	50 dB (A)	45 dB (A)

(エ) 振動基準

工場棟が定格負荷運転時に敷地境界線上において、「表 2-10 振動基準」の基準値以下とする。

表 2-10 振動基準

項目	昼間 (午前 7 時から午後 8 時まで)	夜間 (午後 8 時から翌日の午前 7 時まで)
基準値	55 dB	55 dB

(オ) 悪臭基準

工場棟が定格負荷運転時に敷地境界線上において、臭気指数 15 以下とする。

(カ) 主灰の熱しゃく減量 (ストーカ式 (主灰の外部資源化の場合))

「表 2-11 主灰の熱しゃく減量」の基準値以下とする。

表 2-11 主灰の熱しゃく減量

項目	基準値
熱しゃく減量	5%

(キ) 主灰及び飛灰処理物

a 溶出基準

「表 2-15 主灰及び飛灰処理物の溶出基準」の基準値以下とする。

表 2-12 主灰及び飛灰処理物の溶出基準

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びその化合物	0.005 mg/L
カドミウム及びその化合物	0.09 mg/L
鉛及びその化合物	0.3 mg/L
六価クロム及びその化合物	1.5 mg/L
ひ素及びその化合物	0.3 mg/L
セレン及びその化合物	0.3 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

b ダイオキシン類含有量

「表 2-13 主灰及び飛灰処理物のダイオキシン類含有基準」の基準値以下とする。

表 2-13 主灰及び飛灰処理物のダイオキシン類含有基準

項目	基準値
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g

c 重金属含有量

外部資源化対象となる主灰及び飛灰については、表 2-14 の項目の重金属含有量を測定する。

(ク) スラッグの品質基準 (シャフト炉式ガス化溶融炉、流動床式ガス化溶融炉及びキルン式ガス化溶融炉の場合)

a 溶出基準

「表 2-14 スラグの溶出基準」の基準値以下とする。

表 2-14 スラグの溶出基準

項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L
鉛	0.01 mg/L
六価クロム	0.05 mg/L
ひ素	0.01 mg/L
総水銀	0.0005 mg/L
セレン	0.01 mg/L
ふっ素	0.8 mg/L
ほう素	1.0 mg/L

b 含有基準

「表 2-15 スラグの含有基準」の基準値以下とする。

表 2-15 スラグの含有基準

項目	基準値
カドミウム	150 mg/kg
鉛	150 mg/kg
六価クロム	250 mg/kg
ひ素	150 mg/kg
総水銀	15 mg/kg
セレン	150 mg/kg
ふっ素	4,000 mg/kg
ほう素	4,000 mg/kg

c 利用用途に応じて、一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの主灰を溶融固化したコンクリート用スラグ骨材（JISA5031）、あるいは一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの主灰を溶融固化した道路用スラグ（JISA5032）に適合させる。運営期間中に利用用途を変更する場合は、適用する JIS 規格も変更し、規格を満足するために必要な設備等についても運営事業者の所掌とする。

(ケ) 作業環境基準

全炉定格負荷運転時にごみ焼却施設内において、「表 2-16 作業環境基準」の基準以下とする。測定は、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱（厚生労働省労働基準局基発第 401 号の 2）及び作業環境評価基準（昭和 63 年労働省告示第 79 号）に準拠し行う。なお、炉室及び飛灰処理室等の管理区分は第一管理区域とする。

表 2-16 作業環境基準

項目	測定箇所	基準値
ダイオキシン類	炉室、飛灰処理室	2.5 pg-TEQ/m ³
粉じん	事務室、中央制御室等	0.15 mg/m ³ 以下
	プラットホーム、炉室及び飛灰処理室等	1.37 mg/m ³ 以下

(4) リサイクル施設の基本条件

ア 処理対象物の種類

- (ア) 不燃ごみ
- (イ) 可燃粗大ごみ
- (ウ) 不燃粗大ごみ
- (エ) リサイクル残さ
- (オ) 危険ごみ
- (カ) 剪定枝等
- (キ) 布類
- (ク) 家庭持込ごみ
- (ケ) 破砕対象災害廃棄物（非定期的に発生）

イ 計画処理量

計画処理量は、「表 2-17 計画処理量」に示すとおりとする。なお、不燃粗大ごみと可燃性粗大ごみの重量比は、建設事業者にて設定する。

破砕対象災害廃棄物は、非定常状態での発生のため計画処理量には含めない。ただし、これらのごみの処理可能量の上限を、稼働日の追加や時間延長、各年の計画処理量及びごみ質等から提案にて設定するものとし、この範囲内において市から要請がある場合は、計画処理量に追加して対応する。

なお、豊橋市単独施設における処理対象物は、危険ごみ、剪定枝等、布類及び家庭持込ごみとする。

表 2-17 計画処理量

区分	搬入量	粗大ごみ処理施設破砕対象量（事前選別・回収後）	単位体積重量
リサイクル施設	14,423 t/年	7,538 t/年	—
不燃ごみ	5,416 t/年	4,573 t/年	0.15 t/m ³
粗大ごみ	5,818 t/年	2,965 t/年	0.10 t/m ³
危険ごみ	176 t/年	— t/年	— t/m ³
リサイクル残さ	8 t/年	— t/年	— t/m ³
剪定枝等	2,136 t/年	— t/年	— t/m ³
布類	869 t/年	— t/年	— t/m ³
破砕対象災害廃棄物（非定常）	— t/年	— t/年	— t/m ³
不燃ごみ、粗大ごみのうち、家庭持込ごみ	4,983 t/年	— t/年	—

ウ 計画ごみ質

不燃ごみ、粗大ごみの計画ごみ質は、次の事項を踏まえ、建設事業者にて設定する。なお、各設備の処理能力は、ごみ質の変動に対応できるよう十分な余裕を見込むものとする。

- ・「表 2-18 破碎対象物（不燃ごみ及び粗大ごみ）の組成」

表 2-18 破碎対象物（事前選別・回収後の不燃ごみ及び粗大ごみ）の組成

組 成	割 合
鉄	2.8 %
アルミ	0.6 %
残さ	96.6 %

※ アルミは、焼却対象ごみ中に含まれるアルミ分を含んだ値である。

エ ごみ搬入日、受付時間及び搬出時間

搬入日、受付時間及び搬出時間は、原則以下のとおりとする。

- (ア) 収集ごみ（直営車、委託車）：毎週 月曜日から土曜日（祝日含む。）
9時00分～12時00分、13時00分～16時00分
- (イ) 事業系ごみ（事業系持込車）：毎週 月曜日から金曜日（祝日含む。）
9時00分～12時00分、13時00分～16時00分
- (ウ) 直接持込ごみ（家庭系持込車）：毎週 月曜日から金曜日（祝日除く。）
9時00分～12時00分、13時00分～16時00分
- (エ) 資源搬出：毎週 月曜日から金曜日（祝日除く。）
9時00分～12時00分、13時00分～16時00分
- (オ) 市民の直接持込む粗大ごみは日曜日も受け入れる。
9時00分～12時00分、13時00分～16時00分
- (カ) 原則、年末・年始休業日を12月31日～1月3日とする。
- (キ) 資源搬出は、入札により引き取り業者を決定するため、現状では搬出頻度等は未定であるが、上記想定により計画する。

オ 年間稼働日数及び稼働時間

- (ア) 1日5時間以上の処理ができ、30日間以上にわたり、この間の計画作業日における安定運転が可能なものとする。
- (イ) 運営事業者は施設引渡し後1年以内に30日間以上の期間内の計画作業日における安定運転の確認を行う。

カ 主要設備方式

- (ア) 設備方式

仕様の概要は「表 2-19 主たるリサイクル施設（粗大ごみ処理施設）の仕様概要」、
「表 2-20 主たるリサイクル施設（豊橋市単独施設）の仕様概要」のとおりとする。

表 2-19 主たるリサイクル施設（粗大ごみ処理施設）の仕様概要

設備名	仕様概要
受入供給設備	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ 不燃ごみピット→供給設備→異物除去 ・粗大ごみ 粗大ごみ受入ヤード（可燃粗大ごみと不燃粗大ごみに仕分け）→ 可燃粗大ごみ：可燃粗大ごみ受入ヤード→供給設備 不燃粗大ごみ：不燃粗大ごみピット→供給設備
破碎設備	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ、不燃粗大ごみ 粗破碎機、高速回転破碎機 ・可燃粗大ごみ 粗破碎機
搬送・選別設備	搬送コンベヤ、磁選機、アルミ選別機、破碎物選別機
貯留・搬出設備	<ul style="list-style-type: none"> ・磁性物、アルミ （金属圧縮機）→貯留（ヤード又はバンカ） ・破碎残さ 搬送コンベヤ→（ごみ焼却施設ごみピットへ）
排水処理設備	ごみ焼却施設へ圧送（リサイクル施設共通）
電気計装設備	オペレータコンソールにて PLC を基本としたシステム

表 2-20 主たるリサイクル施設（豊橋市単独施設）の仕様概要

設備名	仕様概要
受入供給設備	<ul style="list-style-type: none"> ・持込ごみ 台秤 受入選別ヤード→コンテナ移動運搬 ・危険ごみ 危険ごみ処理ヤード→手破袋・選別 ・剪定枝等 剪定枝等処理ヤード→チップ化
破碎設備	<ul style="list-style-type: none"> ・危険ごみ 蛍光管破碎機 スプレー缶処理機 ライター破碎機（スプレー缶破碎機との兼用可） ・剪定枝等 破碎機、膨潤設備 ・スプリング入りマットレス 破碎機（重機）
搬送・選別設備	搬送コンベヤ
貯留・搬出設備	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝（チップ） 排出コンベヤ→貯留（ヤード） ・剪定枝（膨潤品） 膨潤設備→貯留（ヤード） ・布類、羽毛布団、自転車、未破碎鉄等 一時保管用ストックヤード ・スプリング入りマットレス スプリング入りマットレス等解体保管ヤード
排水処理設備	ごみ焼却施設へ圧送（リサイクル施設共通）
電気計装設備	オペレータコンソールにて PLC を基本としたシステム

キ 公害防止基準

(ア) 排水に関する基準

「(3) ク (イ) 排水に関する基準」に準ずる。

(イ) 騒音基準

「(3) ク (ウ) 騒音基準」に準ずる。

(ウ) 振動基準

「(3) ク (エ) 振動基準」に準ずる。

(エ) 悪臭基準

「(3) ク (オ) 悪臭基準」に準ずる。

(オ) 粉じん濃度基準

「表 2-2 1 排気口出口の粉じん濃度」の基準値以下とする。

表 2-2 1 排気口出口の粉じん濃度

項目	基準値
排気口出口の粉じん濃度	0.1 g/m ³ N

(カ) 作業環境基準

定格負荷運転時にリサイクル施設内において、「表 2-2 2 作業環境基準（リサイクル施設）」の粉じん項目の基準値以下とする。測定は、作業環境評価基準（昭和 63 年労働省告示第 79 号）に準拠し行う。

表 2-2 2 作業環境基準（リサイクル施設）

項目	測定箇所	基準値
粉じん	事務室、中央制御室、手選別室等	0.15 mg/m ³ 以下
	プラットホーム、機械室等	1.37 mg/m ³ 以下

(5) 工事監理

ア 監督員等による監理及び検査

(ア) 市は、契約の適正な履行を確保するため、工事施工状況の確認、把握等を行う者として、監督員（以下「監督員」という。）を定める。

(イ) 市は、建築基準法第 5 条の 4 第 4 項の規定に基づき工事監理者を定める（委託する場合を含む。）。

(ウ) 市は、豊橋市建設工事等検査要綱に基づき、次の検査等を行う。

a 完成検査

完成検査とは、建設工事が完成したときに行う検査をいう。

b 出来形検査

出来形検査とは、部分払いをするときに行う工事の出来形を確認するための検査をいう。

c 部分使用検査

部分使用検査とは、部分使用（工事等の一部の施工が完了した場合において、当該完了部分を使用することをいう。）をする必要があるときに行う検査をいう。

d 中間検査

中間検査とは、工事期間又は工事の出来形が概ね 1/2 時点において行う検査をいう。

(エ) 市は、完成検査、出来形検査、部分使用検査及び中間検査のほかに、この契約の適正な履行を確保するために必要な検査を行うことができる。

(オ) 豊橋市工事等監督要綱等に準拠して実施する。

(6) 現場管理

ア 現場管理

現場は、常に保安、安全上の必要な処置をとるとともに、整理整頓を励行し清潔にする。また、火災や盗難等の事故防止にも努める。

イ 安全管理

工事中の危険防止対策を十分行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努める。

ウ 仮設工事

工事に必要な仮設工事は、建設事業者の提案による。

(7) 性能保証

建設事業者は、建設工事期間中に予備性能試験及び引渡性能試験を行い、本要求水準書で要求する性能を満足していることを確認する。

ア 保証事項

(ア) 責任施工

本施設の処理能力及び性能は全て建設事業者の責任により発揮させる。また、建設事業者は本要求水準書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために当然必要なものは、建設事業者の所掌で施工する。

(イ) 性能保証事項

「ごみ焼却施設の引渡性能試験方法」及び「リサイクル施設の引渡性能試験方法」に記載された全ての保証条件に適合させる。

(8) 契約不適合責任

ア 設計に係る契約不適合の責任

(ア) 承諾申請図書に記載した本施設の性能及び機能は、全て建設事業者の責任において保証する。

(イ) 正式引渡し後、本施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、性能確認試験要領書を作成し市の承諾を得た上で、建設事業者の負担において性能確認試験を行う。

(ウ) 性能確認試験の結果、性能及び機能を満足できなかった場合は、建設事業者の責任において速やかに改善する。

(エ) 設計上の契約不適合が確認され市が損害を受けた場合、建設事業者はその損害を賠償する。

(オ) 設計に係る契約不適合の責任期間は、原則として正式引渡し後 10 年間とする。

イ 施工に係る契約不適合の責任

(ア) 建築工事関係の契約不適合の責任（建築機械設備、建築電気設備を含む。）

建築工事関係の契約不適合の責任期間は原則として正式引渡し後 2 年間とするが、防水工事等に関する契約不適合の責任期間については下記のとおりとする。ただし、その契約不適合が建設事業者の故意又は重大な過失によるときは、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定に従う。

(イ) プラント工事関係の契約不適合の確認

プラント工事関係の契約不適合の責任期間は原則として正式引渡し後 2 年間とする。た

だし、その契約不適合が建設事業者の故意又は重大な過失によるときは、民法の規定に従う。

(ウ) 契約不適合による損害賠償

施工上の契約不適合が確認され市が損害を受けた場合、建設事業者はその損害を賠償する。

ウ 契約不適合の改善・補修

(ア) 契約不適合の責任期間中の補修

確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、建設事業者の責任において無償で改善・補修する。

(イ) その他

契約不適合の責任期間の経過後に、所定の性能及び機能を満足できない事態が生じた場合（建設事業者又は運営事業者に帰責事由のあるもの）、これに関する補修に係る費用は、運営事業者の負担とする。運営事業者は、補修計画に基づく補修費用の支払を除き、上記の補修に関する費用につき、市に対して何らの支払を請求することもできない。

(9) 正式引渡し

工事完成後、本施設を正式に引渡しする。

2 全体計画

(1) 準備工事等の実施

本施設の建設にあわせて、建設用地内における準備工事を行う必要がある。

(2) 全体配置計画

ア 本施設の配置・動線

敷地内の配置計画例は「添付資料 4 敷地平面図（標準案）」に示すとおりとする。施設配置、動線計画、合棟・別棟等は建設事業者の提案によるものとするが、配置に係る基本的な条件は次に示すとおりとする。

(ア) 建設用地北東側の民家への日照等に配慮した配置とする。

(イ) 管理棟は、敷地全体の管理に配慮し配置する。

(ウ) ランプウェイ方式の導入の是非は、建設事業者の提案による。

(エ) スラグ用ストックヤード、ストックヤード、駐車場のレイアウトは提案とする。

(オ) スtockヤードにて定義する各ストックヤードは必ずしも一カ所にまとめて設置することを条件とするものではないが、極力集約する。

(カ) 施設への進入・退出は県道 405 号浜田橋北交差点から行うものとする。

(キ) 大規模修繕時や災害時等に大型車両が建物周辺にアプローチできるよう配慮する。

(ク) 工場棟は、維持管理用車両や薬品等搬入車両の通行のため、周回道路を設ける。施設周回道路の幅員は一方通行（一車線）の場合を 5m とし、対面通行（二車線）は 8m を基本とする。

(ケ) 収集運搬車両や場外搬出車両等の動線、家庭系持込車の動線及び見学者来場車両の動線を区別し、極力交差しないようにする。なお、車両や人が交差する危険箇所には、交通安全施設の安全対策を施すものとする。

(コ) 敷地内で待車するごみ搬入車両を収容できるように、ごみ計量機、ごみ投入扉等の渋滞が見込まれる場合は、十分な数量や待車する場所を確保する。なお、事業系持込車（ただし、事業系登録許可車は除く。）においては、搬入時と退出時の 2 回計量が必要である。その他薬品、資源物、スラグ等の搬出入車両台数についても、設計においては考慮する。

- (サ) ごみ焼却施設とリサイクル施設を別棟にする場合、渡り廊下で同一フロアにて連絡する。
- (シ) 本施設への家庭系持込車は、豊橋市単独施設（受入選別ヤード）で荷下ろしを行い、台秤（小型計量器）で計量できるように計画し、安全性を確保する。
- (ス) 事業系持込車の混載については、ごみ焼却施設又はリサイクル施設でそれぞれ荷下ろしすることを基本とする。なお、年末年始等繁忙期については、状況に応じた対応とする。
- (セ) 搬出入車両等の動線は右回りを基本とする。
- (ソ) 搬出入車両の走行距離はできる限り短くする。
- (タ) 建設用地や施設外周には植栽を行うとともに、必要に応じた緩衝帯、フェンス、防音壁を設置する。
- (チ) 車両動線については、渋滞対策に配慮する。
- (ツ) 必要な緊急入出路を設置する。
- (テ) 一般来場者車両の駐車場及び市職員、運営事業者車両の駐車場は極力分離する。
- (ト) 既存施設敷地内の門扉を自動開閉式の門扉とする。
- (ナ) 見学者が来場する歩行者動線については、原則として車両動線と分離し、敷地内に歩道を設置すること。
- (ニ) 多くの見学者が見込まれることから、啓発設備や見学者スペースの確保とともに、管理部全体はバリアフリーを基本とする。特に、階段等で上下動する箇所については、極力昇降機又はスロープ等を設置するものとする。
- (ヌ) 構内車路上の有効高は、原則として3.5m以下（既設高さ制限表示板あり）とするが、工事車両の高さに応じて、一時的な既設の高さ制限表示板又は表示板架台の取外しは可とする。

(3) プラント排水の処理

プラント排水及び生活排水は、場内で処理後極力再利用し、余剰分は公共用水域への放流とする。

(4) その他工事との調整

建設用地とその周辺にて、本事業以外の工事が生じた際には、工程等に配慮するとともに市に協力し、別途工事業者と調整を行う。

3 解体工事

(1) 解体工事の基本方針

本施設の建設業務は、既存施設を稼働させながら実施するため、工事期間中は、ごみ収集車両や灰の搬出車両、薬品の搬入車両の入出、並びに既存施設の点検整備、補修などがある。そのため、解体工事にあたっては、各車両の動線を確保し、既存施設の運営に支障をきたさないように留意するとともに、車両の事故やトラブル等の発生が絶対に生じないように安全面について最大限の配慮をした解体計画とする。

また、既存施設の一部が残置する解体工事については、解体対象建築物等の構造や地形との取り合いにおいて、残置する既存施設に支障をきたさないように安全対策を講じた解体手法や養生手法等を計画する。

なお、解体対象建築物等の解体に際して、基本的な構造条件は提示する見込みであるが、建設事業者において十分な補強対策や養生対策等を計画する。

(2) 解体工事の概要

ア 解体範囲

本工事は、既存施設を稼働させながら施設を整備するものであり、整備期間中のごみ処理に支障をきたさないよう段階的に整備する必要がある。そのため、新施設の整備は2期に分けて行うものとし、ごみ焼却施設の建設を第1期工事、粗大ごみ処理施設、豊橋市単独施設、管理棟等の建設を第2期工事とする。従って、解体工事及び解体工事に係る汚染物質事前調査等についても、ごみ焼却施設の建設に係る解体工事の範囲を「第1期」、粗大ごみ処理施設等の建設に係る解体工事の範囲を「第2期」に区分する。

イ 解体対象建築物等

主な解体対象建築物等は、以下に示すとおりとする。

表 2-23 主な解体対象建築物等

施設名称		構造	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	竣工 年度	備 考
東 工 場 棟	焼却施設旧1号	SRC、 RC、S	6,403.01	13,937.02	S55	H14 廃止
	焼却施設旧2号				S55	H14 廃止
	焼却施設3号				H2	H18~H24 改修
	し尿処理施設				S55	H12 改修
	剪定枝リサイクル施設				H24	
	スラグ貯留ヤード				H15	
管理棟	RC	946.50	1,574.78	S55	H2 増築、H13 改修(西部) 屋上太陽光パネル撤去	
計量棟	S	181.01	166.64	H10	H10 旧計量棟解体	
洗車棟	S	214.27	214.27	H13		
車庫棟	S	134.75	134.75	H16		
No.1 井戸設備				H13	ケーシング VP300A、掘削深 度 170m	
飲料水前処理設備			72.0	H13	鋼板製タンク、ポンプ類、制御盤	
建築雑排水槽				H13	モルタル 約 15 m ³ 、ポンプ類	
建築汚水槽				H13	モルタル 約 15 m ³ 、ポンプ類	
放流水槽				H13	モルタル 約 72 m ³ 、ポンプ類	
防火水槽				H13	モルタル 約 52 m ³ 、ポンプ類	
温室電力設備				S55	配電盤	
温室蒸気設備				S55	場外財産分界点まで 配管 150A×約 230m、50A×約 450m、鋼板製タンク、ポンプ類	
外 構	管渠、管路				S55H13	雨水・給排水・ケーブル等
	舗装・路盤	アスファルト・コ ンクリート	約 5,000		S55	
	緩衝緑地帯	土砂・樹 木	約 1,000		S55	
	門扉・柵・塀				H13	
仮	仮設計量棟	S			R5 予定	

施設名称	構造	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	竣工 年度	備 考
設 仮設駐車場	アスファルト			R5 予定	

4 準備工事

(1) 準備工事の基本方針

準備工事は、新設工事及び解体工事に伴い、既存施設の稼働に支障をきたさないように移設、仮設及び改修工事を行うものである。特にユーティリティ関係や車両動線に係る準備工事については、施工方法や施工期間に制約が生じる可能性があるため、十分な事前調査を踏まえ、施工要領や施工手順の確認を市と綿密に行う。

(2) 準備工事の概要

ア 準備工事の調査・設計

建設事業者は、契約後、早期に市と協力して準備工事の調査、設計を行う。

イ 解体工事との取り合い措置

(ア) 東工場棟一部解体

ウ 準備工事の内容

準備工事の概略内容を「表 2-2 4 準備工事内容」に示す。

表 2-2 4 準備工事内容

工 事	内 容	備考
スラグ貯留ヤード改修（仮設工作室・備品庫設置）	スラグ貯留ヤード（西区画、中央区画、東区画）を改修して、東工場棟一部解体範囲の東工場棟1階工作室と2階備品庫を移設	
屋外設備・ケーブル・配管	各種ケーブル・配管の切回し	
仮設屋外建築汚水槽・仮設屋外建築雑排水槽	屋外建築汚水槽と屋外建築汚水槽をリサイクルプラザ棟周辺に移設	
管理棟付帯設備	ガスボンベ庫を煙突周辺に移設 接地極を近隣に移設 計量棟端末を計量棟に移設 煙突監視カメラをプラザ棟に移設 各種ケーブル・配管の切回し	
計量棟付帯設備	各種ケーブル・配管切回し	
リサイクルプラザ棟改修	リサイクルプラザ棟を改修し、管理棟事務所機能を移設	
リサイクルプラザ棟付帯設備	各種ケーブル配管切回し	
仮設計量棟設置	管理棟解体跡地に仮設計量棟を設置し、計量機能を移設	
仮設駐車場整備	管理棟解体跡地に仮設駐車場と仮設剪定枝チップ置場を設置	

工 事	内 容	備考
仮設計量棟進入退出車両動線整備	仮設計量機設置に伴う構内動線の舗装路面高調整、舗装、工事用動線区分、3車線化、動線拡幅、路面標示、案内表示	
リサイクルプラザ駐車場改修 (仮設家庭持込ごみ受入ヤード設置)	南側仕切壁解体、地盤高調整、路盤改修、腰壁・防音壁設置、排水設備切り回し、案内表示、路面標示	
仮設防火水槽設置	敷地南東部の建屋包含範囲に移設(消防車寄付、建屋包含範囲)	
西工場棟付帯設備	東工場棟の解体と新焼却処理施設の稼働に伴う西工場棟への各種ケーブル・配管切回し(電力、工業用水、雑排水、汚水、ごみ汚水、再利用水) スラグ排出ヤード改修して仮設スラグ貯留ヤードを設置(溶融方式のみ) 東西工場棟間2階連絡通路上部空調室外機を西工場棟4階又は適地に移設、ケーブル・配管切回し	
屋外設備・ケーブル・配管	新焼却施設の稼働に伴う屋外設備の改修等(除鉄装置改修、NO.2井戸設備取替) 各種ケーブル・配管切回し(りすば豊橋蒸気復水、南部環境センター給水・排水、トレーニングセンター排水、リサイクルセンター汚水、電力会社インターホン、外路灯、監視カメラ等)	
リサイクルプラザ駐車場再整備	来客用駐車場に再整備	

第3 運營業務

1 総則

(1) 運營業務の概要

ア 運営対象施設

運營業務における運営対象施設は、本要求水準書において別段の定めがある場合を除き、本事業で整備される本施設の全ての施設・設備とする。ただし、豊橋市単独施設、管理棟、計量棟は、運転管理業務と有効利用業務を除き運營業務の範囲とし、詳細については市との協議による。

イ 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、運営対象施設に関する以下の業務とする。

- (ア) 運転管理業務
- (イ) 維持管理業務
- (ウ) 環境管理業務
- (エ) 有効利用業務
- (オ) 情報管理業務
- (カ) 防災管理業務
- (キ) その他関連業務

表 3-1 対象施設

	ごみ焼却施設 (外構含む)	粗大ごみ処理施設 (外構含む)	豊橋市単独施設、 管理棟、計量棟
運転管理業務	○※1	○※1	
維持管理業務	○	○※2	○※3
環境管理業務	○	○	○
有効利用業務	○※4	○※5	
情報管理業務	○	○	○
防災管理業務	○	○	○
その他関連業務	○	○	○

※1 ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設のプラットホームにおける受入、誘導、監視業務を除く。

※2 粗大ごみ処理施設のプラットホームでごみ投入等に使用する重機の調達を除く。

※3 豊橋市単独施設、管理棟及び計量棟における備品・什器・物品の調達及び日常点検を除く。

※4 ごみ焼却施設の売電を除く。

※5 粗大ごみ処理施設の資源物の売却を除く。

ウ 市の業務範囲

- (ア) 運営モニタリング業務
- (イ) 受入対象物の搬入・受付・計量・搬入指導監視業務
- (ウ) 豊橋市単独施設、管理棟及び計量棟の運転管理業務
- (エ) ごみ処理に伴う処分業務
- (オ) 資源物の売却業務
- (カ) 市民への対応業務（市が行うもの。）
- (キ) 運營業務委託料の支払業務

エ 運営期間
20年間とする（予定）。

(2) 一般事項

ア 公害防止基準

運営対象施設は、公害防止基準を遵守する。ただし、上記を踏まえ、事業者提案により公害防止基準を上回った保証値を設定した場合には、これを運営対象施設の公害防止基準とする。

イ 用役等条件

(ア) 給排水

給水については、プラント用水は工水、井水とし、生活用水は上水とし、契約水量等は設計・建設業務による。

また、プラント排水及び生活排水は本施設内で処理後極力再利用し、余剰水は公共用水域へ放流する。

(イ) 電力

特別高圧受電とする。ただし、契約電力等は設計・建設業務による。

(ウ) 燃料

燃料は設計・建設業務による。

(エ) 駐車場

運営対象施設の駐車場利用は、豊橋市行政財産使用料徴収条例（昭和39年豊橋市条例第21号）に基づく使用料を支払うことにより利用できる。

ウ 基本性能

本要求水準書に示す基本性能とは、設備によって備え持つ施設としての機能であり、完成図書において保証され、引渡し時において確認される施設の性能である。

エ 要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、遵守する。

オ 関係法令等の遵守

運営事業者は運営期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守する。

カ 環境影響評価書の遵守

運営事業者は、運営期間中、環境影響評価書を遵守する。なお、運営時の事後調査及びモニタリング調査は、市が運営期間中における適切な時期に実施する。また、市が実施する事後調査及びモニタリング調査により、環境に影響が見られた場合は、市と協議の上、運営事業者の責任において対策を講ずる。

キ 関係官公署の指導等

運営事業者は運営期間中、関係官公署の指導等に従う。なお、関係官公署の指導や、法改正に伴い設備やシステムの改造等が必要な場合、市と協議のうえ、軽微な改造等については運営事業者の負担とする。

ク 官公署等への申請

運営事業者は、市が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、市の指示により必要な書類、資料等を提出する。なお、運営に係る申請等に関しては、運営事業者の責任と負担により行う。

ケ 市及び所轄官庁等への報告

運営事業者は、施設の運営に関して、市及び官公署等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応する。なお、官公署からの報告、記録、資料提供等の要求については市の指示に基づき対応する。

コ 市への報告・協力

運営事業者は、施設の運営に関して、市が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出する。

サ 周辺施設整備等への協力

運営事業者は、建設用地内及び周辺で市等が行う事業等に対し、市の要請に基づき協力する。

シ 市の検査

市が運営事業者の運転や設備の点検等を含む運営全般に対する立ち入り検査を行う時は、運営事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出する。

ス マニュアル及び計画書等の作成

運営業務遂行において運営事業者が作成するよう定められているマニュアル及び計画書等の作成については、市との協議により作成する。なお、市との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに市の承諾を得る。

(ア) 業務マニュアル

(イ) 業務計画書（業務実施計画書）

(ウ) 業務報告書

セ 地元雇用や地元企業の活用

運営事業者は、運営業務の実施に当たって、下請負人等を選定する際は、地元雇用及び地元企業（市及び田原市内に本店を有する者。）の中から選定するよう努める。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に地元企業を活用するよう努める。

(3) 対象廃棄物

ア 対象廃棄物及び処理対象量

対象廃棄物及び計画目標年次の処理量は、「第2-1(3)ア 処理対象物の種類」、「第2-1(3)イ 計画処理量」、「第2-1(4)ア 処理対象物の種類」、「第2-1(4)イ 計画処理量」のとおりである。なお、豊橋市単独施設分は除く。また、運営期間の処理対象量は、「年度別計画搬入量」を参照。

(4) 運営業務条件

ア 運営業務

運営業務は、以下に基づいて行う。

(ア) 運営業務委託契約書

(イ) 要求水準書

- (ウ) 事業者提案
- (エ) その他市の指示するもの

イ 提出書類の変更

運営期間中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、運営事業者の責任において本要求水準書を満足する変更を行う。

(5) 運営期間終了時の取扱い

ア 運営期間終了時の機能検査

運営事業者は、運営期間終了後も継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、自らの費用と責任において第三者機関による機能検査を、市の立会いの下に実施する。

当該検査の結果、運営対象施設が運営期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、市は運営期間終了時の確認とする。

- (ア) 各運営対象施設が、完成図書において保証されている基本性能を満たしている。
- (イ) 建物の主要構造部等に、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。
- (ウ) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。

また、当該検査の結果、運営対象施設が運営期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、運営事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施する。併せて、運営事業者は、事業終了後に実施すべき大規模修繕、補修、更新等の実施計画と概算費用を提案する。

なお、ここで「継続して使用する」とあるのは、運営期間終了後の運営を担当する事業者（又は市）が、適切な点検、補修などを行いながら使用することをいい、適切な点検、補修で利用できる状態とは、20年目までの補修費の年平均額程度の水準の補修で、21年目以降においても安定的な稼働が継続できることをいう。

また、「各運営対象施設が、完成図書において保証されている基本性能を満たしている」とは、運営対象施設が「(2) ウ 基本性能」を満たすことをいう。

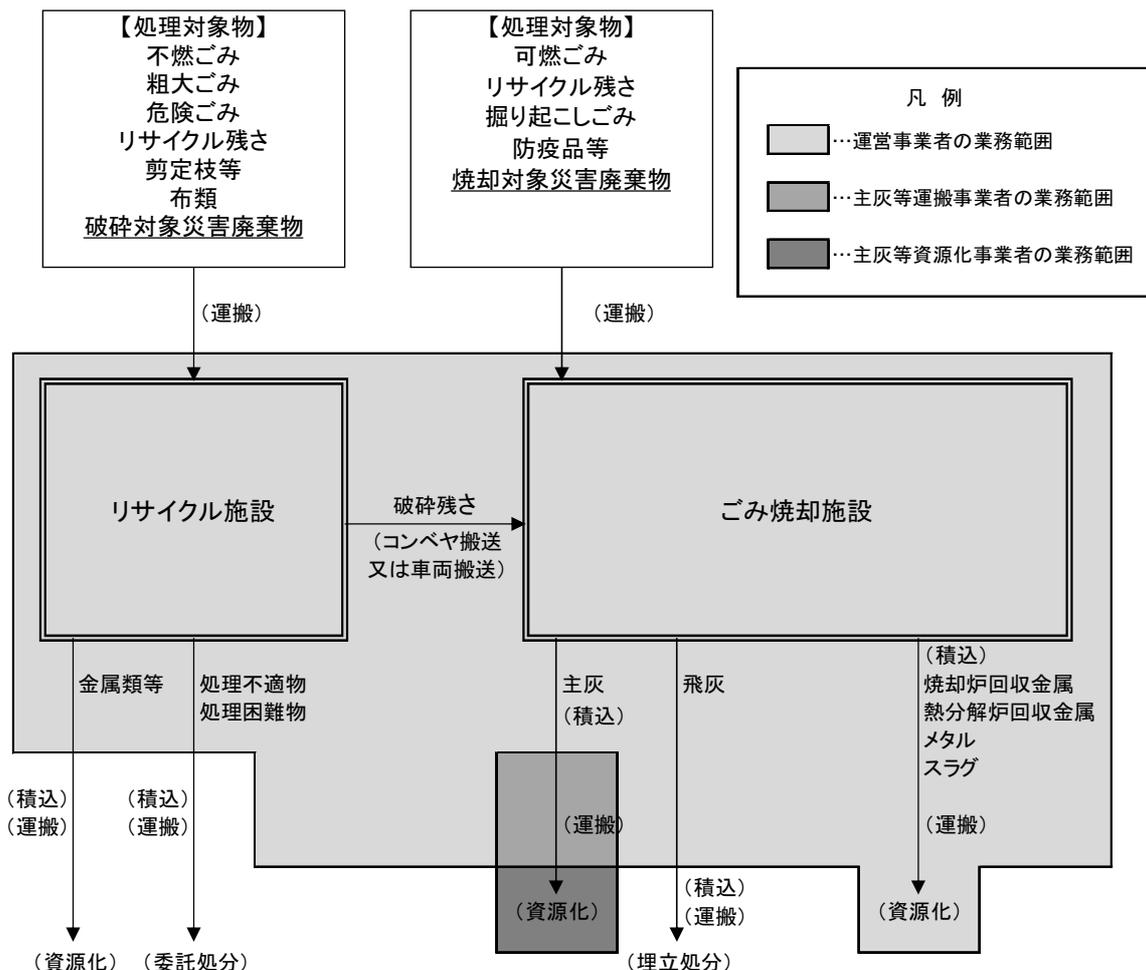
イ 運営期間終了後の運営方法の検討

- (ア) 市は、運営期間終了の36か月前から運営期間終了後の運営対象施設の運営方法について検討する。運営事業者は、市の検討に協力する。
- (イ) 市が、運営期間終了後の運営対象施設の運営を自ら実施するか、又はこれについて公募などの方法により新たな運営事業者を選定する場合、運営事業者は次の事項に関して協力する。
 - a 新たな運営事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する運営事業者が所有する資料の開示
 - b 新たな運営事業者による運営対象施設及び運営状況の視察
 - c 運営期間中の引継ぎ業務（最長3か月）
 - d その他新たな運営事業者の円滑な業務の開始に必要な支援
- (ウ) 運営期間終了時には、運営対象施設の運営に必要な用役を補充し、規定数量を満たした上で、引き渡す。また、予備品や消耗品などについては、6か月間使用できる量を補充した上で、引き渡す。
- (エ) 市が運営期間終了後の運営対象施設の運営を公募に供することが適切でないと判断した場合、運営対象施設の運営の継続に関して市と次に示す協議に応じる。
 - a (ア)の検討の結果、運営業務の延長が必要となった場合は、市と運営事業者は、本事業の

- 延長について協議を開始する。運営期間終了日の12か月前までに、市と運営事業者が合意した場合は、合意された内容に基づき運営業務は延長される。
- b 運営業務の延長に係る協議において、市と運営事業者の合意が、運営期間終了日の12か月前までに成立しない場合は、前項に規定された運営期間終了日をもって、運営業務は終了する。
- (4) 市が運営事業者と運営期間終了後の運営の継続について協議する場合、運営期間終了後の運営業務に関する委託料は、運営期間中の委託料に基づいて決定する。このために、運営期間中の次の事項に関する費用明細及び運営期間終了翌年度の諸実施計画を事業終了の12か月前までに提出する。
- a 人件費
 - b 運転経費
 - c 維持補修費（点検、検査、補修、更新費用）
 - d 用役費
 - e 運営期間中の財務諸表
 - f その他必要な経費

(6) 資源物等に係る所掌範囲概念図

運営業務における資源物等に係る所掌範囲概念図は、下図のとおりである。



※処理対象物のうち下線で示すものは、非定期的に発生することを示す。
 ※豊橋市単独施設から粗大ごみ処理施設又はごみ焼却施設への横持業務は、市の所掌とする。

図 3-1 資源物等に係る所掌範囲概念図

第4 主灰等運搬業務（ストローカ式又は流動床式の場合）

1 総則

(1) 主灰等運搬業務の概要

ア 主灰等運搬事業者の業務範囲

主灰等運搬事業者の業務範囲は、以下の業務とする。

- (ア) 主灰等運搬業務
- (イ) 環境管理業務
- (ウ) 情報管理業務

イ 市の業務範囲

- (ア) 運営モニタリング業務
- (イ) 業務委託料の支払業務

ウ 委託期間

20年間とする。

(2) 一般事項

ア 用役条件

運搬に必要な燃料及びユーティリティ等については、主灰等運搬事業者が自ら確保する。また、燃料及びユーティリティ等の確保並びに使用に要する費用は、主灰等運搬事業者の負担とする。

イ 要求水準書の遵守

主灰等運搬事業者は、本要求水準書に記載される要件について、遵守する。

ウ 関係法令等の遵守

主灰等運搬事業者は、委託期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守する。

エ 関係官公署の指導等

主灰等運搬事業者は、委託運営期間中、関係官公署の指導等に従う。

オ 市及び所轄官庁等への報告

主灰等運搬事業者は、主灰等運搬業務の実施に関して、市及び官公署等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応する。なお、官公署からの報告、記録、資料提供等の要求については市の指示に基づき対応する。

カ 市への報告・協力

主灰等運搬事業者は、施設の運営に関して、市が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出する。

キ 市の検査

市が主灰等運搬事業者の業務の実施状況等を確認するために立ち入り検査を行う時は、主灰等運搬事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出する。

ク マニュアル及び計画書等の作成

主灰等運搬業務の遂行において主灰等運搬事業者が作成するよう定められているマニュアル又は業務計画書、業務報告書等は、市との協議により作成する。なお、市との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに市の承諾を得る。

- (ア) 業務マニュアル
- (イ) 業務計画書（業務実施計画書）
- (ウ) 主灰等運搬計画書
- (エ) 業務報告書

2 主灰等運搬業務の実施

(1) 主灰等運搬業務

ア 残さの適正・安全な運搬

- (ア) ごみ焼却施設から発生した主灰等を適正かつ安全に主灰等資源化事業者の施設まで運搬する。
- (イ) 主灰等の運搬にあたり、通行ルート周辺環境に影響を与えないよう配慮する。

イ 業務開始前の許認可

本業務の実施に当たって、主灰等運搬事業者が取得する必要がある許認可は、主灰等運搬事業者の責任において全て取得する。

ウ 試運転期間中に発生する主灰等の運搬について

主灰等運搬事業者は、本施設の試運転期間中に発生する主灰の処理・処分に協力する。

第5 主灰等資源化業務（ストーカ式又は流動床式の場合）

1 総則

(1) 主灰等資源化業務の概要

ア 主灰等資源化事業者の業務範囲

主灰等資源化事業者の業務範囲は、以下の業務とする。

- (ア) 主灰等資源化業務
- (イ) 環境管理業務
- (ウ) 情報管理業務

イ 市の業務範囲

- (ア) 運営モニタリング業務
- (イ) 業務委託料の支払業務

ウ 委託期間

20年間とする。

(2) 一般事項

ア 用役条件

資源化に必要となる燃料及びユーティリティ等については、主灰等資源化事業者が自ら確保する。また、燃料及びユーティリティ等の確保並びに使用に要する費用は、主灰等資源化事業者の負担とする。

イ 要求水準書の遵守

主灰等資源化事業者は、本要求水準書に記載される要件について、遵守する。

ウ 関係法令等の遵守

主灰等資源化事業者は委託期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守する。

エ 関係官公署の指導等

主灰等資源化事業者は、委託期間中、関係官公署の指導等に従う。

オ 市及び所轄官庁等への報告

主灰等資源化事業者は、本業務の実施に関して、市及び官公署等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応する。なお、官公署からの報告、記録、資料提供等の要求については市の指示に基づき対応する。

カ 市への報告・協力

主灰等資源化事業者は、本業務の実施に関して、市が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出する。

キ 市の検査

市が主灰等資源化事業者の業務の実施状況等を確認するために立ち入り検査を行う時は、主灰等資源化事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出す

る。

ク マニュアル及び業務計画書等の作成

主灰等資源化業務遂行において主灰等資源化事業者が作成するよう定められているマニュアル又は業務計画書、業務報告書等については、市との協議により作成する。なお、市との協議を要しない軽微なものである場合には、作成後速やかに市の承諾を得る。

- (ア) 業務マニュアル
- (イ) 業務計画書（業務実施計画書）
- (ウ) 主灰等資源化計画書
- (エ) 業務報告書

2 主灰等資源化業務の実施

(1) 主灰等資源化業務

ア 主灰等の資源化

- (ア) ごみ焼却施設から発生した主灰等を主灰等資源化事業者の施設において適正に処理・資源化する。
- (イ) 主灰等の資源化にあたり、周辺環境に影響を与えないよう配慮する。

イ 業務開始前の許認可

本業務の実施に当たって、主灰等資源化事業者が取得する必要がある許認可は、主灰等資源化事業者の責任において全て取得する。

ウ 試運転期間中に発生する主灰等資源化について

主灰等資源化事業者は、本施設の試運転期間中に発生する主灰等の処理・処分に協力する。

添付資料 1 用語の定義

用 語	定 義
受入対象物	市及び田原市内から排出され、市及び田原市（直営）、委託業者、許可業者、排出事業者又は市民が本施設に搬入する搬入物を総称している。
運營業務	本事業のうち、運営対象施設の運営（運転、維持管理、補修、更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
運營業務委託契約	市と運営事業者が締結する豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業運營業務委託契約書に基づく契約をいう。
運營業務委託契約書（案）	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業運營業務委託契約書（案）」をいう。
運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、運営対象施設の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、運営対象施設の運營業務を担当する者をいう。
運営対象施設	本事業で整備される本施設の全ての施設・設備をいう。ただし、豊橋市単独施設、管理棟、計量棟については、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、防災管理業務、その他関連業務のみを運營業務の範囲とする。
委託車	市が収集業務を委託して収集する車両をいう。
解体工事	本施設の建設に係る既存施設の解体工事をいう。なお、ごみ焼却施設の建設までの工事を解体工事（第1期）、粗大ごみ処理施設、豊橋市単独施設、管理棟及び計量棟の建設までの工事を解体工事（第2期）とする。
家庭系持込車	市民が自ら家庭持込ごみを直接持込む車両をいう。
家庭持込ごみ	市民が自ら豊橋市単独施設（持込ごみ受入・選別設備）に直接搬入する不燃ごみ、粗大ごみ等をいう。
可燃ごみ	市における「もやすごみ」、田原市における「もやせるごみ」を総称して又は個別にいう。
可燃残さ	リサイクル施設の処理に伴って発生する可燃性の残さをいう。
企業グループ	本事業の入札に一体として参加する企業の集合体をいう。
既存施設	現豊橋市資源化センターを構成する施設及び設備等のすべてを総称している。
基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る市と落札者の間で締結される豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
基本協定書（案）	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書（案）」をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
基本契約書（案）	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書（案）」をいう。
協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務又は運營業務のうちの一部を請負い、又は受託する者をいう。
建設工事	新設工事、準備工事及び解体工事を総称して又は個別にいう。
建設工事請負契約	市と建設事業者が締結する豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
建設工事請負契約書（案）	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
建築物	本施設のうち、プラント設備を除く設備及び建物を総称している。
工場棟	本施設のプラント設備を含む建物を総称している。
構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
合棟	別々の機能を有する施設を構造的に1棟で建築することをいう。
ごみ焼却施設	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、粗大ごみ処理施設からの破砕残さ等を処理対象物とした処理施設の総称とし、入札説明書等において示すごみ焼却施設の工事範囲に設置される、ごみ焼却施設、計量棟、スラグ用ストックヤード、洗車場及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。
最終処分物	本施設の処理に伴って発生し、最終処分場に運搬される飛灰処理物等、市及び田原市にて外部委託処理されない処理不適物、処理困難物を総称している。
事業系業者	事業系許可業者、事業系未許可業者及び事業系登録許可業者を総称している。
事業系許可業者	投入基準に適合したごみの投入許可証を取得し自ら持込む排出事業者をいう。

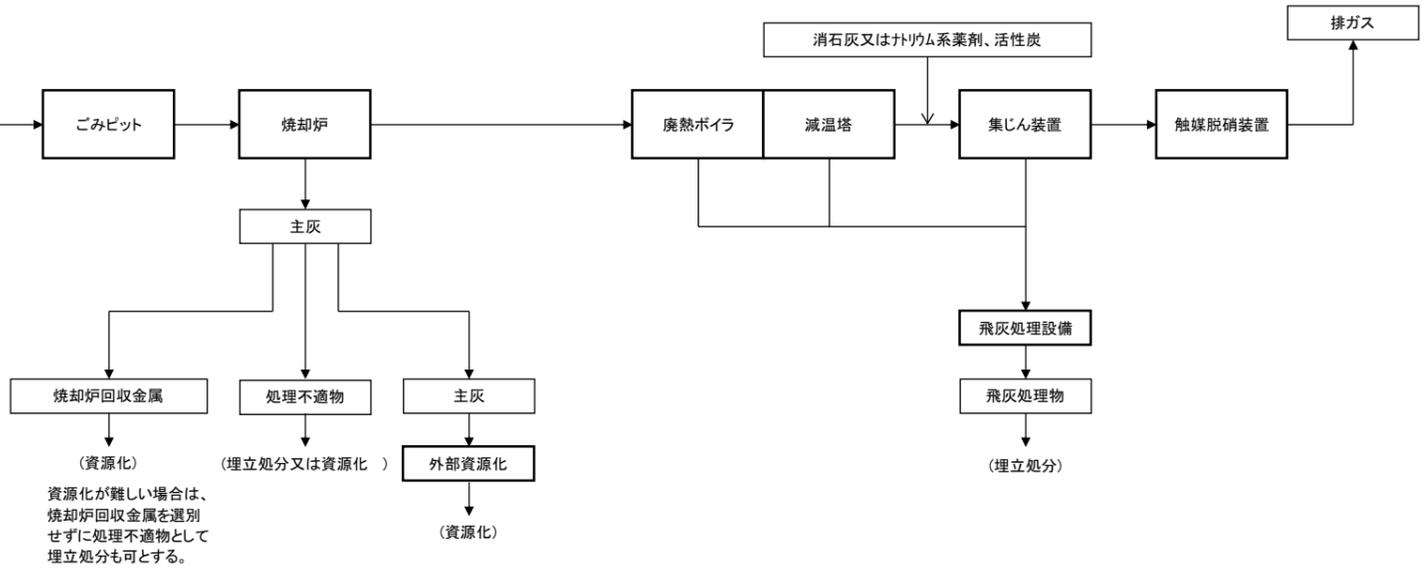
用語	定義
事業系許可車	事業系許可業者が自ら廃棄物を直接持ち込む車両をいう。
事業系登録許可業者	一般廃棄物収集運搬許可を取得し、市の廃棄物処理業者に登録された収集運搬事業者をいう。
事業系登録許可車	事業系登録許可業者が廃棄物を持ち込む車両をいう。
事業系未許可業者	投入許可証を取得せず（管理棟で許可申請手続きが必要）に、自ら持ち込む排出事業者をいう。
事業系未許可車	事業系未許可業者が自ら廃棄物を直接持ち込む車両をいう。
事業系持込車	事業系許可車、事業系登録許可車及び事業系未許可車を総称していう。
事業者	建設事業者及び運営事業者を総称していう。なお、主灰等を外部資源化する処理方式の場合は、主灰等運搬事業者及び主灰等資源化事業者を含む。
資源物	主灰等、スラグ、メタルを除き資源化されるものをいう。
事前選別・回収	市民分別並びに、リサイクル施設及び場外施設における選別により、事前に資源物を回収することをいう。
主灰	ストーカ式（主灰の外部資源化）において、焼却炉の炉底から排出される焼却残留物をいう。
主灰等運搬業務委託契約	市と主灰等運搬事業者が締結する豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業主灰等運搬業務委託契約書に基づく契約をいう。また、流動床式焼却方式において飛灰の外部資源化では主灰を飛灰と読み替える。
主灰等運搬業務委託契約書（案）	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業主灰等運搬業務委託契約書（案）」をいう。
主灰等運搬事業者	ごみ焼却施設から発生する主灰を主灰等資源化事業者が所有する主灰等資源化施設に運搬する者をいう。
主灰等資源化業務委託契約	市と主灰等資源化事業者が締結する豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業主灰等資源化業務委託契約書に基づく契約をいう。
主灰等資源化業務委託契約書（案）	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業主灰等資源化業務委託契約書（案）」をいう。
主灰等資源化事業者	ごみ焼却施設から発生する主灰等を自らが所有する主灰等資源化施設にて資源化する者をいう。
主灰等資源化施設	ごみ焼却施設から発生する主灰等を資源化するための施設（本施設以外）で、主灰等資源化事業者が所有する施設をいう。
主灰等	主灰及び流動床式（飛灰の外部資源化）の場合に資源化する飛灰を総称していう。
循環型社会形成推進交付金	市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために作成した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。
準備工事	本施設の建設及び解体工事の施工にあたり、既存施設の機能を維持するために必要な仮設、移設及び改修工事をいう。なお、ごみ焼却施設の建設までの工事を準備工事（第1期）、粗大ごみ処理施設、豊橋市単独施設、管理棟及び計量棟の建設までの工事を準備工事（第2期）とする。
新設工事	本施設の建設に係る工事をいう。なお、ごみ焼却施設の建設を新設工事（第1期）、粗大ごみ処理施設、豊橋市単独施設、管理棟及び計量棟の建設を新設工事（第2期）とする。
焼却処理	ごみ焼却施設における処理を指し、ストーカ式（主灰の外部資源化）、流動床式（飛灰の外部資源化）における燃えるごみ等の焼却、シャフト炉式ガス化溶融炉、流動床式ガス化溶融炉、キルン式ガス化溶融炉における燃えるごみ等の焼却溶融を総称していう。
処理困難物	タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、廃油、塗料、農薬、バイク、自動車及びピアノ等、市及び田原市では収集しないごみを総称していう。
処理対象物	受入対象物のうち、処理困難物を除いたものを総称していう。
処理不適物	焼却処理、破碎・選別処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
ストックヤード	鉄類ストックヤード、アルミ類ストックヤード、不適物ストックヤード及び一時保管用ストックヤード等、リサイクル施設にて設置する建屋を総称していう。
スラグ	ごみ焼却施設の溶融炉から取り出される溶融固化物をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設、解体工事及び準備工事に係る業務をいう。
粗大ごみ	市における「大きなごみ」、田原市における「粗大ごみ」を総称して又は個別にいう。
粗大ごみ処理施	不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ等を処理対象物として破碎、選別処理する破碎設備、資

用語	定義
設	源物を選別、圧縮する選別設備、資源物等を一時保管する保管設備を有する施設の総称又はごみ焼却施設で資源物の回収を行う場合は、一部の設備を有する施設の総称とし、入札説明書等において示す粗大ごみ処理施設の工事範囲に設置されるストックヤード及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。
直営車	市が収集する車両及び田原市の中継運搬車両をいう。
特定事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約、主灰等運搬業務委託契約及び主灰等資源化業務委託契約を総称して又は個別にいう。
登録車	登録車とは、会社名、車種、空重量、ごみ種などのデータを登録した車両で、主に直営車、委託車、事業系登録許可車をいう。
豊橋市単独施設	家庭持込ごみを受け入れる「持込ごみ受入・選別設備」、市から搬入される危険ごみの処理を行う「危険ごみ処理設備」、市から搬入される剪定枝等のチップ化等を行う「剪定枝等処理設備」、市から搬入される資源物等の一時保管を行う「保管設備」から構成される施設の総称とし、入札説明書等において示す豊橋市単独施設の工事範囲の外構等の全てを含めていう。
入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
入札説明書	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運營業業入札説明書」をいう。
入札説明書等	市が本事業の実施に際して入札公告時に配付する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、主灰等運搬業務委託契約書（案）、主灰等資源化業務委託契約書（案）その他これらに付属し、又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
入札提案書類	入札参加者が本事業の応募に際し、市に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。
破砕残さ	リサイクル施設の処理に伴って発生する残さをいう。
飛灰	ごみ焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん（廃熱ボイラ、減温塔等で捕集されたばいじんを含む。）をいう。
飛灰処理物	市及び田原市の最終処分場へ埋立処分するためにごみ焼却施設において薬剤処理した飛灰の処理物をいう。
プラント設備	本施設の設備のうち、処理対象物を焼却処理又は破砕、選別、保管するために必要な全ての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称していう。
別棟	複数の機能を有する施設を構造的に分割し、それぞれ独立して建築することをいう。
本事業	豊橋田原ごみ処理施設整備・運營業業をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営されるごみ焼却施設及びリサイクル施設を総称していう。
未登録車	未登録車とは、登録車以外の車両で、主に家庭系持込車、事業系許可車及び事業系未許可車をいう。
メタル	ごみ焼却施設の溶融炉から取りだされる合金をいう。
要求水準書	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運營業業要求水準書」をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
落札者決定基準	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運營業業落札者決定基準」をいう。

添付資料2 ごみ焼却施設 処理フロー(標準案)

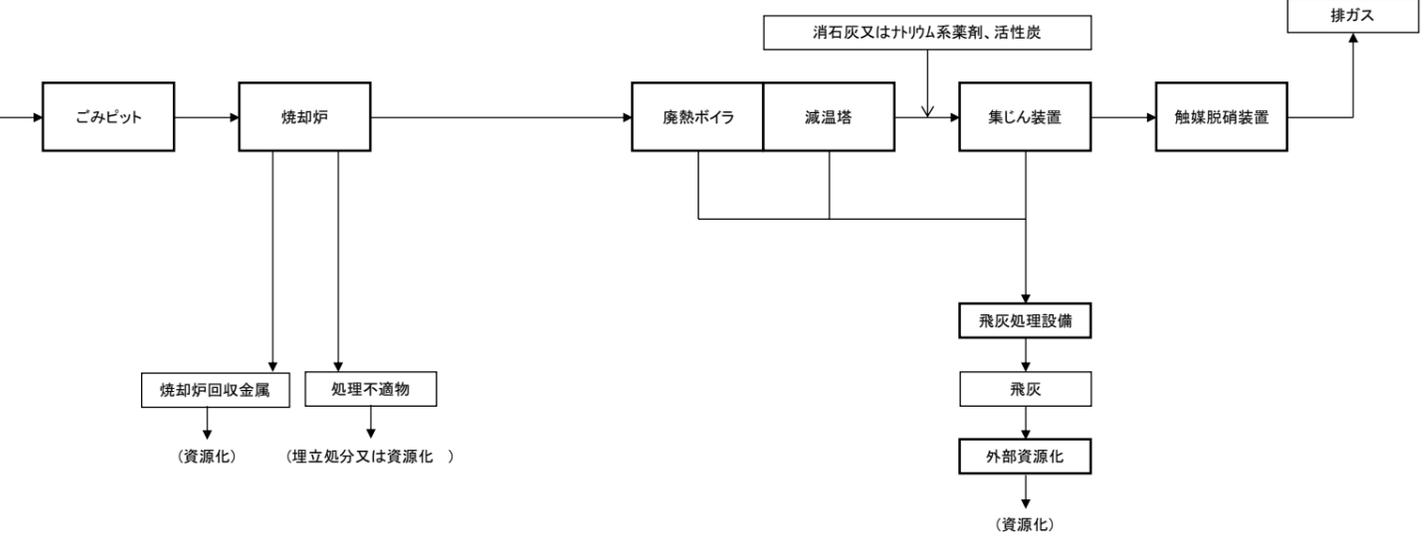
ストーカ方式(主灰の外部資源化)

- 対象廃棄物
 - ・可燃ごみ
 - ・破砕残さ
 - ・リサイクル残さ
 - ・掘り起こしごみ
(汚泥は含まない)
- 【非常ごみ】
 - ・災害廃棄物
 - ・防疫品等



流動床方式(飛灰の外部資源化)

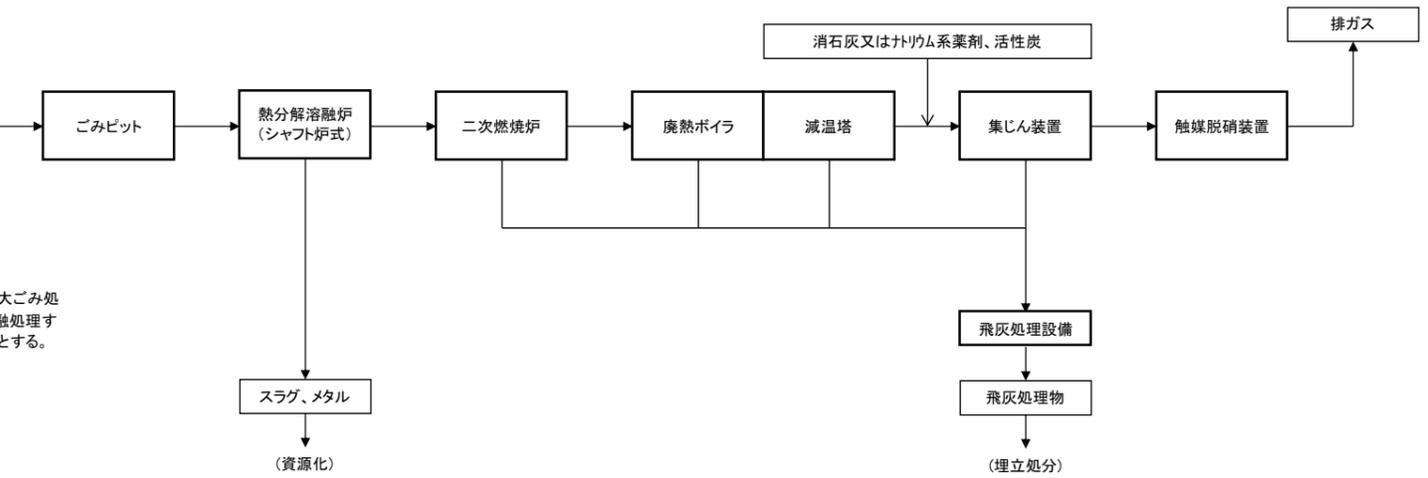
- 対象廃棄物
 - ・可燃ごみ
 - ・破砕残さ
 - ・リサイクル残さ
 - ・掘り起こしごみ
(汚泥は含まない)
- 【非常ごみ】
 - ・災害廃棄物
 - ・防疫品等



シャフト炉式ガス化溶融炉

- 対象廃棄物
 - ・可燃ごみ
 - ・破砕残さ
 - ・リサイクル残さ
 - ・掘り起こしごみ
(汚泥は含まない)
- 【非常ごみ】
 - ・災害廃棄物
 - ・防疫品等

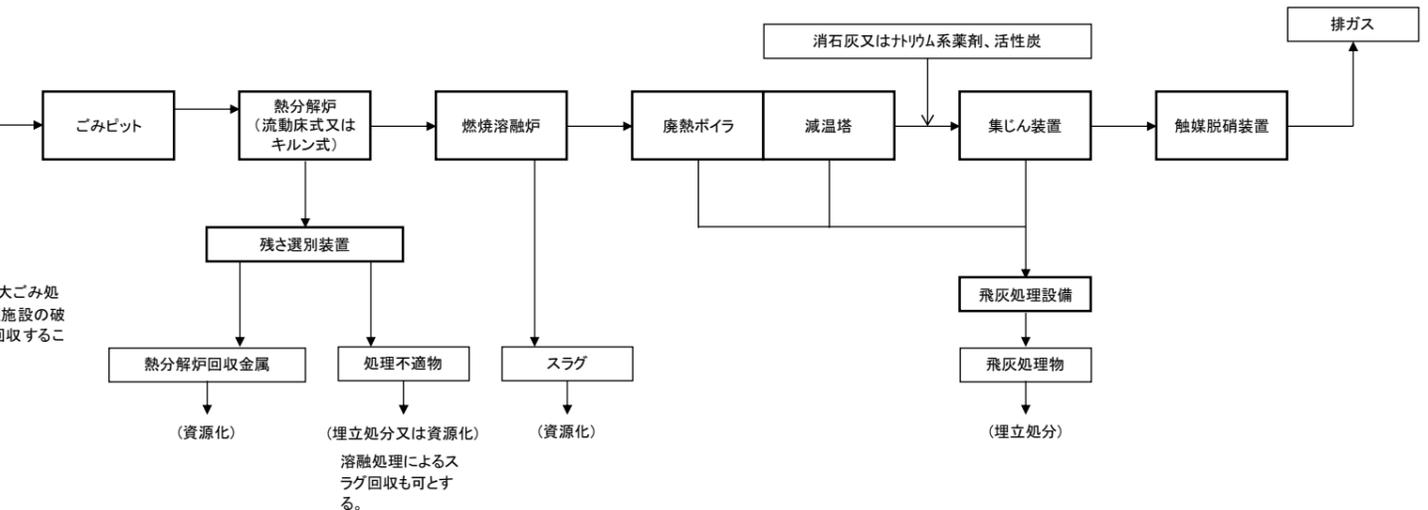
事前選別・回収後の破砕対象物について、粗大ごみ処理施設にて金属類の選別、回収を行わず、溶融処理することで、スラグとメタルとして回収することを可とする。



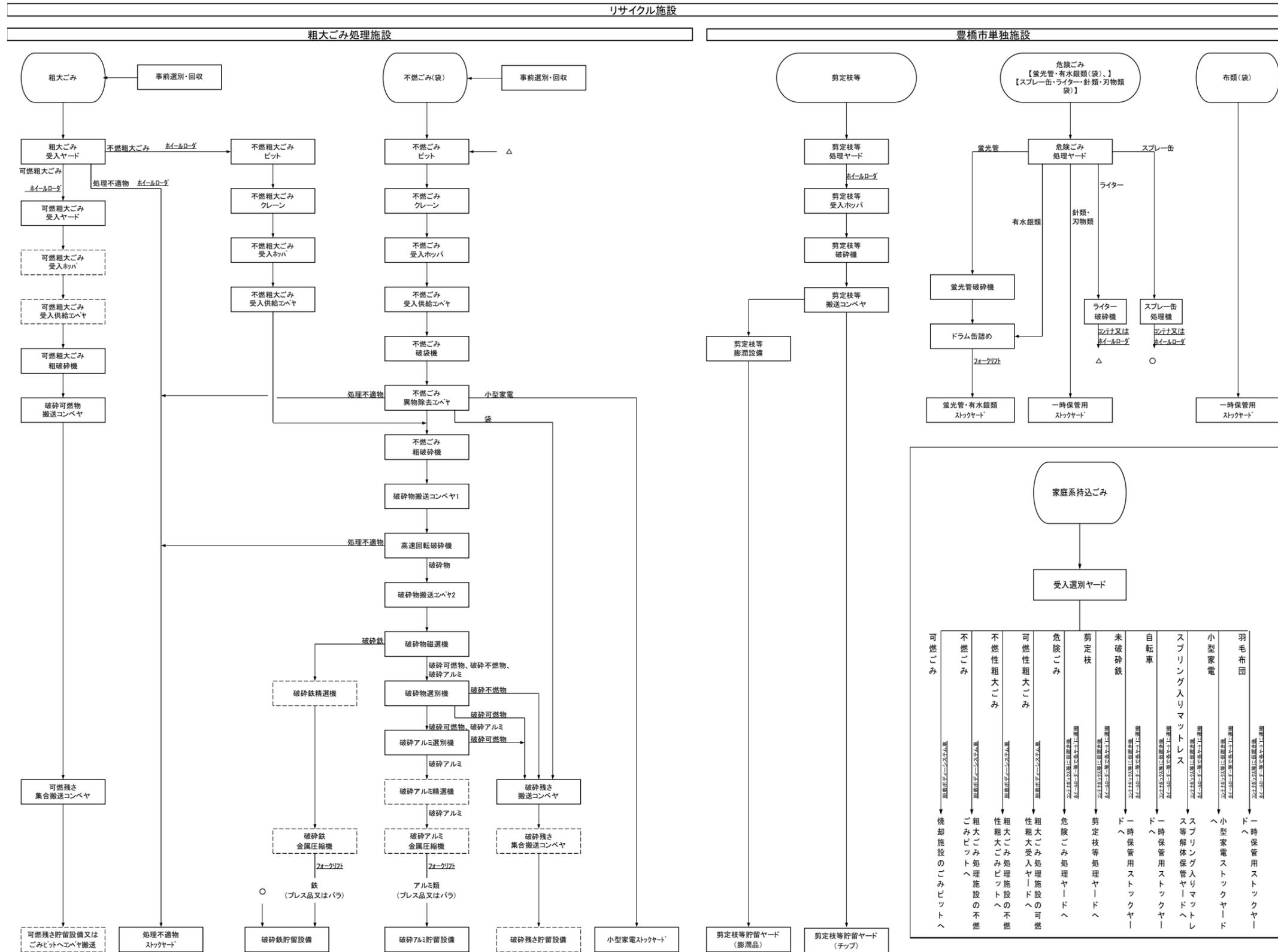
流動床式ガス化溶融炉又はキルン式ガス化溶融炉

- 対象廃棄物
 - ・可燃ごみ
 - ・破砕残さ
 - ・リサイクル残さ
 - ・掘り起こしごみ
(汚泥は含まない)
- 【非常ごみ】
 - ・災害廃棄物
 - ・防疫品等

事前選別・回収後の破砕対象物について、粗大ごみ処理施設にてアルミ選別を行わず、粗大ごみ処理施設の破砕残さとして受け入れ、熱分解炉にてアルミを回収することを可とする。



添付資料3 リサイクル施設 処理フロー(標準案)



添付資料4 配置平面図（標準案）

